

第百九十回国会 衆議院 財務金融委員会 議 録 第十五号

平成二十八年四月二十六日(火曜日)

午後一時四十分開議

出席委員

委員長 宮下 一郎君

理事 うへの賢一郎君

理事 藤井比早之君

理事 松本 洋平君

理事 古川 元久君

理事 井上 貴博君

越智 隆雄君

大野敬太郎君

菅家 一郎君

助田 重義君

田野瀬太道君

武村 展英君

中山 展宏君

野中 厚君

務台 俊介君

山田 賢司君

玄葉光一郎君

前原 誠司君

鷲尾英一郎君

宮本 岳志君

丸山 穂高君

神田 憲次君

古川 慎久君

木内 孝胤君

伊藤 涉君

井林 辰憲君

大岡 敏孝君

勝俣 孝明君

國場幸之助君

瀬戸 隆一君

竹本 直一君

中村 裕之君

根本 幸典君

福田 達夫君

宗清 皇一君

落合 貴之君

鈴木 克昌君

宮崎 岳志君

齊藤 鉄夫君

宮本 徹君

小泉 龍司君

財務大臣 麻生 太郎君

(金融担当) 内閣府副大臣 福岡 資麿君

財務副大臣 坂井 学君

内閣府大臣政務官 牧島かれん君

財務大臣政務官 大岡 敏孝君

厚生労働大臣政務官 太田 房江君

政府参考人 豊田 欣吾君

(外務省大臣官房審議官)

政府参考人 (財務省主税局長) 佐藤 慎一君

政府参考人 (国税庁次長) 星野 次彦君

政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 吉田 学君

政府参考人 (厚生労働省医業・生活衛生局長) 中垣 英明君

参考人 (日本銀行総裁) 黒田 東彦君

財務金融委員会専門員 駒田 秀樹君

委員の異動

四月二十六日

補欠選任

國場幸之助君

山田 賢司君

同日

武村 展英君

中村 裕之君

同日

菅家 一郎君

瀬戸 隆一君

同日

山田 賢司君

同日

武村 展英君

中村 裕之君

同日

菅家 一郎君

瀬戸 隆一君

同日

山田 賢司君

同日

武村 展英君

中村 裕之君

同日

菅家 一郎君

瀬戸 隆一君

同日

山田 賢司君

同日

武村 展英君

中村 裕之君

同日

菅家 一郎君

瀬戸 隆一君

同日

山田 賢司君

同日

武村 展英君

中村 裕之君

同日

菅家 一郎君

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

は本委員会に付託された。

四月二十六日

資金決済法改正等を求めることに関する陳情書(さいたま市浦和区高砂四の七の二〇 石河秀

夫(第一四五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

財政及び金融に関する件

○宮下委員長 これより会議を開きます。

財政及び金融に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

兩件調査のため、本日、参考人として日本銀行総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として外務省大臣官房審議官豊田欣吾君、財務省主税局長佐藤慎一君、国税庁次長星野次彦君、厚生労働省大臣官房審議官吉田学君、医業・生活衛生局長中垣英明君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○宮下委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○宮下委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井上貴博君。

○井上(貴)委員 自由民主党の井上貴博であります。本日はこういう機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。師匠に直接質問をさせていただくので非常に緊張しておりますけれども、アベノミクスに対する認識と考え方についての質問をさせていただきたいというふうに思います。

私は、一九八〇年代に大学を卒業しまして、銀座の田中貴金属というところに就職をいたしました。当時、バブルに向かう時代でもありまして、本当に金や金製品が飛ぶように売れて、土曜日は、ジュエリー製品なんというの、一階、二階のフロアは満杯でありまして、わあ、東京の人というのはお金持ちですごいなというふうなのが第一印象でありました。それがバブルに向かつていくという状況だったということというのは、みじんにも感じたことはありませんでした。そういう時代に、先人、先輩、先輩たちのおかげで本当に経済が右肩上がり、頑張れば給料も上がりましたし、ボーナスもたくさんいただいた時代でもありました。

おもしろいものとしては、相続税がかからない仏具は金製品でつくって、それで、十八金のおりんとか線香立て、線香差しなんかは大体五百ぐらい僕一人で売ったことがあります。それから、二千二百万ぐらいの純金の位牌をつかって売ったこともございました。

当時、三越の外資なんかもすごくて、何かいい製品があったら持ってきてよと言われて、銀のパターをつくって、ワンロット五百本持つていって、言われて、たった十五分で全部完売。それを二十ロット売ったこともありますし、それから、もつといいものはないのかと言われて、一本二十二万の金のパターをワンロット持つていって、約三十分で売れてしまいました。そういう時代でありました。

そういう中、本当に右肩上りの時代が続いていき、麻生先生がよく講演の中でも言われますけれども、一九八九年の十二月二十九日を迎えること

になります。日経平均が三万八千九百十五円、最高値をつけたときでもありました。それを境にパブルが崩壊し、二十五年のデフレ状況が続いていくことになりました。右下がりの経済状況下になつていくわけです。

この中にも約四十五歳以下の方々がいらつしやると思いますけれども、僕たちの時代は先輩たちから、頑張れ、頑張れば報われると教わつてまいりました。確かに、頑張れば報われましたし、ボーナスも給料も先ほど言つたように上がつていきました。

ですけれども、デフレ状況下の中では、頑張れば報われるというのが通用しない時代が二十五年続いたと言つてもおかしくないというふうに思っています。今の若い人たちに、頑張れ、気合いや、そんなことが通用する時代ではなくなつたという事です。それだけ、頑張つても実感がない。頑張つたとしても、ボーナスが減り、給料が減るという時代が続いたことがあります。

それが、ある意味では、しみついた個人でのデフレマインドだというふうに思っています。そういう中からデフレを脱却し、今回のアベノミクスは、一言で言うならば、そういう若い人たちに、頑張つたら報われる社会をもう一度構築させたい、見せてやりたいというのが私の率直な思いであります。

今回のアベノミクスと言われているものが本当に成功するかどうかということのが今は岐路に立っているわけですが、そういう中で、二%かもしれないけれども成長していくという状況というのをつくり上げることが、今の若い人たちが、本当に気持ち前向きになり、頑張る意欲を持つて、そして新しい起業家も生まれていくでしようし、サラリーマンも頑張つてくれるんだというふうに思っています。

私たちの時代は、中間管理職の人たちがちょうど団塊の世代の人たちでして、団塊の世代の人たちの数が多いので、切磋琢磨して企業を守り立てていった時代であつたというふうに、振り返つてみるとそう思います。

それで、私は、一九九〇年に入りまして、ちょうど時を同じくして福岡に戻つてくることになりました。そして、博多に戻つて父の経営している会社で働くようになりまして、経営者の道に進んでまいりました。

ですけれども、この二十五年間は、不良債権処理に追われた二十五年間でもありました。毎日、不良債権処理に追われて、それを何とか返さなければいけないというような状況を銀行と打ち合わせをした二十五年間でもあつたというふうに思います。そういう中で会社の売却やMアンドAも経験しました。さらには、会社の存続や雇用を守るために、残念ながら、当時の経営者であつた父と訴訟を起こした経験すらあります。結果的には、父から亡くなる前に、おお、おまえよくやつたというのを言つていただいて涙を流したこともありました。

売却するというのは、簡単に言いますけれども、会社を売却するということは、どこかで従業員との会社説明会をしなければいけません。そのときに社長と従業員という間柄は、ある意味では敬語で話していただけていたわけですが、これを経験したことは非常に大きかったです。僕にとっては非常に大きかつた経験だつたというふうに思います。

あの説明会で、一人一人の本当にそれでも雇用を守るために、同業者に売却をし、そして雇用を守るということをやつた経験というのは、今の現在にも生きていくというふうに思っています。結果としては、一人の失業者も出すことなく終わらせることができました。

デフレ状況下というのは本当に苦しい時代でありまして、そういう不良債権処理を抱えた会社というのでもたくさんあつたわけです。

そういう中、パブルが崩壊して五年、十年ぐらいたつたときだつたと思いますけれども、不良債権処理をそのくらいの時期にやつた方がよかつた

のではないかと振り返つたときに、いろいろな論客の方が言っていることを耳にしました。

ですけれども、あの五年、十年の状況下の中で不良債権処理を、今のデフレ対策を、特にアベノミクスのデフレ対策をやつていたら、大企業だけではなくて、中小零細企業はひとたまりもなく、ほとんどの企業が潰れていった状況になつていたのではないかとこのように思っています。

ですからこそ、僕は、ある意味では、日銀のデフレ政策と言われているものというのは、ソフトランディングさせるためにはあの当時は残念ながら必要だつたんだというふうに思っています。そういう中で助かつた企業もあります。ですけれども、そういう中、中小零細企業は貸し渋りや貸し剥がしが実際にあり、その言葉が今でも残っています。

今、不良債権処理が一段落したよいタイミングに今のアベノミクスというのは始められたというふうに思っていますし、もしあのリーマン・ショックさえなければ、麻生政権のときにやるのが一番いいタイミングだつたのではないかと、今振り返つたらそう思います。

二十年前、麻生先生から私が三十代半ばのときに言われた言葉があります。人に対する説得力は客観的な過去の歴史観と一桁まで言える数字だ、覚えておけと言われたことがあります。よく怒ら

れもいたしました。そんな中、ここまでの、高度成長の時代からパブル期、そしてパブルが崩壊し、不良債権処理に追われ、デフレからの脱却の流れを話してきましたけれども、こういう経緯をどのように振り返られるか。今の安倍政権の中ではリーマン・ショック後の話しか出てきませんけれども、それ以前からの全体の流れを、麻生大臣の御認識と考え方を聞かせいただければありがたいというふうに思っています。

○麻生国務大臣 一九四五年にさきの戦争で負けてかれこれ七十年たつんですが、世界に今百九十三カ国ありますが、その中で、デフレ・シヨ

よる不況を経験した国はありません。

戦争で負けた後の昭和二十年代、三十年代、数々の不況がありましたけれども、いずれもインフレーションのもとでの不況でした。初めてデフレ・シヨンのもとでの不況というのが始まつたのが、多分、歴史家は、先ほど井上先生の言われた一九八九年の十二月二十九日、三万八千九百十五円、これは東証の株価の終値の指数なんです、経済のわかつていない新聞というのはいっぱいありまして、次は四万円になるとみんな書いていたんですけれども、四万円にはついにありませんでしたので、ああ、やはり新聞というのは読んじやいかぬなと思つて、すごい印象があるんです。

ずっとその後下がりつ放しで、七千円台、八千円台まで行つた時代があつた。野田内閣のときには最後で八千六百円だつたと思うんですけれども、八千六百六十円ぐらいが多分あの時代だつたと思いますが、とにかく安倍内閣に政権を奪還したときに我々のやることは何かといえは、これは、デフレ、正確には資産のデフレ・シヨ、資産と限定して言いましたけれども、株という資産が三万八千円がただの八千円だ六千円だになつていくわけですから、間違いなく三万円はみんな貧乏になつたということです。土地も明らかに、一五%、六都市街化地域で六分の一ぐらいになつていますから、その意味では、間違いなく不動産も不動産も、持っている人はということになつていったんです。

ただ、それを持つている人は、じつとして自分には別に何ということはないので、自分の土地の固定資産税が安くなつたぐらいに感じられた方も大勢いらつしやるんですが、多くの企業はその資産を担保に金を借りておりますから、その担保が担保不足になつて資金が回らなくなつてくるという状態に追い込まれる。これが資産のデフレ・シヨンによつて起きてくる最初の弊害で、企業は

は、いづれも借金の返済に追われる。すなわち、企業は、利益を出したその部分の最初にやるべきことは借金の返済です。それが企業

にとりまして優先順位が一番にならざるを得ないという状況がずっと続いたというのが、間違いない、このデフレーションと言われた時期の日本の企業のとった行動だったと、多分、後世、歴史家はそう書くんだと思いますけれども、私ももちろん見てその状態が、いわゆる貸方、借方であれば間違いなく債務超過になっているわけですから、企業は金を貸してくれる人がいないという状況下で経営者をやっていくということになりますので、どうしたって債務超過を解消しない限りは貸し割がし、貸し渋り、資金繰りがつかないということになりますので、それを補っていくためにはというのが企業経営の最先端を行くのはそれしかほかの方法がありませんから、嫌でも企業はほとんど借入金返済に追われる。

その結果どうなったかといえは、借りた金を返すのは正しいですけども、正しいことをすれば必ず世の中がよくなるかなというほど世の中は甘くありませんので、金を借りるというのを悪のごとく言われて、金をどんどんみんな返したらどうなったかといえは、銀行が潰れたんだ、借りてくれる人がいないんですから。

それが九七年の通貨危機と重なって、金融機関というものは、一九九七年に都市銀行で最初に北海道拓殖銀行が倒産し、三洋証券、山一証券が倒れ、翌年には長銀が倒れ、債券信用銀行が倒れ、昔の名前で出ていますなどという銀行は東京三菱と三井住友ぐらいで、昔ありました富士銀行だ興銀だ、今は何銀行と言うんですと言われても、即答できる人の方が少ない。それほど銀行も、倒産もしくは合併、合併せざるを得なければ生きていけないというそういう時代というものが、多分、バブルという時代を収束していくその過程において起きた現象だと思っています。

それが、少なくとも二〇〇〇年代に入って、最初のうちに債務超過をほとんど解消できるところまで来たんですが、そこに来たのがリーマン・ショックです。これでリヤンファンがかったみたいな話になって、もうちょっと品のいい表現がい

いですが、ダブルにショックが来て、もう一回やり直さないかぬということになったのが政権を私が預かりしたときだったんですが、これで一挙に予定が狂いましたものですから、このときには過去に例を見ないほど金融収縮が世界で起きまして、日本としては、金融収縮が起きるといこと、これは日本がいよいよおかしくなりまして、日本の持っている金を使って国際金融機関IMFにローンします。一千億ドル、十兆円です。金融収縮を救うというところでは大いに成功したんですが、残念ながらその金融収縮を救うまでであって、日本の景気を立て直すところになどとて行きませんでした。

したがって、その間は、約三回にわたる補正予算というのをやらせていただいてどうにか後をつないだんですが、私もがやれたのはそこまでです。

その後は民主党政権になっていく経緯になっていくんですが、ぜひ私どもとしては、この安倍内閣の中において、何としても資産のデフレーションによる不況、これからの脱却するためには、済みません、日本銀行さんもこれまでの政策は間違えましたが、もちろん政府も財務省もみんな間違えたんです、したがってやり直さないかぬということ、日銀との間に協定を結び、いろいろな形で政権もかわったので、日銀総裁も退官というようにことやら何やらいろいろ、あの年、二月から四月にかけていろいろ三年前はやらせていただいた結果、今のようなものを出してきたんだと思っています。

やっとうにかデフレーションという状況から少しずつ今脱却しつつあると思っておりますけれども、何となく、景気の気の部分というのはなかなかいまいつそこまで達していませんので、さらにこの政権というものが安定しているのを背景に、経済政策というものを、引き続き景気というものを刺激しつつ、かつ、財政というものもバランスさせるということに配慮を置きながらやって

いかねばならぬという、二鬼を追うという形のを、綱渡りのようなところをやり抜いていかなきゃならぬというのが我々に今与えられている状況だ、そう理解をしております。
長々しゃべりましたけれども、済みません。
○井上(貴)委員　あらがとうございます。
もう一つ、デフレからの脱却についての御質問をさせていただきます。

麻生先生は、過去に学ばべきだということをよく言われております。先ほどお話もありましたけれども、昭和の金融恐慌の際、高橋是清蔵相がデフレ対策を行っていた。これはよく麻生先生の講演の中にも出てまいります。今のデフレ状況下からの脱却は、この高橋蔵相がやったデフレ対策をもう一度見て、それを今はやるべきなんだ。それが、その後起こったアメリカでのニューディール政策にもこのモデル政策というのは使われているというのをよくお聞きすることがあります。

今、民主党政権下から安倍政権にかわって、そしてアベノミクスを行って、賃金が上がってまいりました。ですけれども、いろいろなところで、実質賃金は下がっているではないかというのがよく問題提起をされています。

では、これも過去の歴史に学んでみたいというふうに思っています。その高橋是清蔵相が行ったデフレ対策も、あのときですら、やはり五年間実質賃金は下がったままの状況で、それを脱却してデフレから脱却している。苦しい状況かもしれないけれども、これを何とか乗り越えてこそ、その後の道が進めるという状況になるんだ。

今、目の前の実質賃金は確かに下がっておりますけれども、だけれども、この状況下を何とか乗り越えて、そしてデフレから脱却させることによって、生活を安定し、そして生活に潤いのある状況をつくってやらなければならぬというふうな思っています。この実質賃金がプラスになるまではどうしてもタイムラグがあります。ですけれども、このタイムラグをどうしても乗り越えて、デフレ対策、脱却をしなければならぬとい

うふうに我々は思っています。
そのことについて麻生先生からの御意見をいただければありがたいと思います。

○麻生国務大臣　これで、財務大臣につきましてから三年四月月ぐらいたったんだと思いますが、やはり初志貫徹というか、もともと資産デフレ不況からの脱却というのを優先順位の一歩に揭げてまいりましたので、これがきちんとした形になって、だって、インフレになれば必ずよくなるとは限りませんので、インフレでも不況はありますし、デフレでも好況はありますから、そういう意味では我々は、少なくとも今のデフレ不況から脱却していくということは、優先順位として一番に置かねばならぬところだということを念頭に置いて経済財政運営というのをこの三年四月月やってきたと思っております。

おかげさまで、企業の収益は過去最高になりましたし、有効求人倍率、いわゆる就職難という面ではいえますと、これは間違いなく二十四年ぶりの高水準というところになりましたし、また、よく言われる、春闘等々においてことは上り方が少ないとかわかったようなことを言っている人がいっぱいいますけれども、その前はペアなんか一回も上がったことはないんですから。ペアなんていう言葉すら出てわからなかった人もいるぐらい、ペアという言葉は絶えて久しく聞かない時代、それがベースアップというところまで来たので、三年連続ベースアップが続いたというところは、私も私としては、非常に状況としては脱却しつつあるんだと思っております。

次に出てこなくちゃいかぬのは、やはり民間の活力というものが一番なのであって、過去最高の企業収益を出し、企業における内部留保も年間で二十四兆二千五百兆だというふうな話が出ていますけれども、傍ら、それに見合う設備投資はどうかといえは、その二年間で五十兆出た企業利益、企業の内部留保に対して設備投資は五兆ですから。賃金が上がったといつたって五千億です

そういった意味では、やはり経営者も企業も、そういった状況を踏まえて、デフレではない、これからのことを考えて、長い間更新していなかった設備というものを新しくすることによって生産性は上がるし、また、電気等々の省エネが進んだ新しい設備はいっぱいありますし、いろいろな意味で新しい機械、設備というものが幾つも出てきますので、そういったものに置きかえてもらおう。いわゆる設備投資の更新です。

そして、企業において従業員というものを見た場合に、やはり従業員の賃金というものが、リーマン・ショックのころに比べて日本の場合、あれを一〇〇とすれば今は九七、八か九ぐらいだと思ひますので、アメリカ等々の国はみんな一二〇とか一三八とか上がっていますので、そういったところを見ると、日本の所得というものをもう少し上げていく方向を考えてしかるべきなんだと、私も思っています。

方向としては私も決して間違った方向で歩いていないとは思ひますけれども、少なくとも企業の労働分配率、労働分配率というのは、企業が持っている金をいかにどれだけ従業員に払うかということだと思ひますが、労働分配率はこの三年間下がってきているんですから、何だかんだ言っても労働分配率は、かつては七七、八が今は六七、八ぐらいしかないと思ひますので、そういった意味では、間違ひなくこのところも考え直さなにかぬところに来ている。やはり経営者もマインドを変えないかぬ、そういったことになってきているんだと思ひますので、我々としては引き続き、政労使の会議を含めていろいろ経営者の方々と率直な話をして、この日本という国というので次なる方向としてきちんとしたものを出して、日本という国は、やはり技術的にははるかにすぐれたものがいっぱいありますし、それを点々としている部分をきちんとみんなつなぎ合わせていくというようなことを今確実にやりつつありますけれども、そういったものから新しいものが生まみ出されることイコールイノベーションとかい

いるな、片仮名が多いですけれども、生産性が上がってくるということに全力を挙げていかねばならぬことだと思ひております。

○井上(貴)委員 ありがとうございます。

もう一つ、今度は企業側から、中小零細企業は特にそうですけれども、今は事業承継が大変な状況になっていまして、農業従事者が平均年齢六十五歳とよく言ひますけれども、経営者の平均年齢が六十五歳を迎えております。ここ五年、十年で、先ほど麻生大臣からお話がありましたように、すばらしい技術を持った中小零細企業が次の世代にバトンタッチをする状況というのをきっちりつくってやらなければいけないというふうに思ひていまして、中小企業庁の調べによりますと、二〇一四年の中小企業の総数は三百八十一万九千九百七十七で、中小企業が占めているという状況にあります。GDPの六百兆円達成には、大企業だけではなく、中小企業の力が不可欠だというふうに思ひています。

帝国データバンクが全国の社長分析をしております。二〇一四年には六十歳以上の経営者が五一・九％、二〇一六年の中小企業白書によると、六十五歳以上の経営者の割合が三七・五％になっています。この状況下を見ると、五年から十年の間に事業承継のターニングポイントになっていきます。世代を重ねることに相続税の負担が重く、事業承継がうまくいかずに、最悪は、事業をやめてしまふ企業も多数あるのが現状であります。

今月二十三日の土曜日に地元の福岡で、偶然にも、福岡地区の五つの法人会からヒアリングを受けました。事業承継税制の抜本的な見直しについての強い要望を受けたところであります。

日本の伝統や先進的な技術は、物づくりで発展してきた技術大國日本の誇りであり、これらの技術は中小企業の多くが保有しています。資源の少ない我が国がこの先も国際競争力を保つていくためには、これらの技術を次世代に継承し、物づくりを大切にしていくなことが不可欠だと考えています。

財務省、経産省もこのような状況を認識しております。平成二十一年に事業承継税制の創設を行つて以来、事業承継のボトルネックとなっている相続税、贈与税に係る負担軽減の税制措置の整備を行つてきたことは承知しております。

私も事業承継を経験しましたけれども、その際、大変な思いをいたしました。何が大変だったかという点、上場していない株式の評価価格の算定方法であります。

まず、この問題を議論するに当たって、現在用いられている類似業比率価額方式というのはどういふものなのかを御説明いただければと思ひます。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

取引相場のない株式、非上場株式の公正な市場における取引価格が存在しないことから、財産評価基本通達では、その評価方法として、評価する会社と類似した業種の上場会社の株価をもとに一定の補正を行ひまして評価額を算出する、類似業種比率方式というものを定めております。

これによりますと、評価する会社と上場会社の配当、利益及び簿価純資産のそれぞれの比率を求めた上で、これらを一対三対一というウェイトで加重平均をした値を掛けまして、さらに、上場会社、非上場会社との違いを反映させるため、一定のしんしやく率を掛けて、取引相場のない株式の評価額を求める方法でございます。

○井上(貴)委員 時間がありませんので。

アベノミクスによつて景気がよくなり、株価が上がつています。ベースになるAと言われている部分というのが上がる、要は算定方式の一番ベイスになる部分ですけれども、それから、今言われたようなしんしやく率等々を掛けていって計算するわけですから、これによつて一株当たりの評価額というのが高くなつていきます。

この株式方式について、例えば、配当、利益、簿価純資産の割合を見直すとかしんしやく率を見直すということという考え方はないでしょうか。これによつてできるだけ株価を低くして、次の世

代に送りたいというふうに思ひています。それについての御意見をいただければありがたいと思ひています。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

先生から中小企業の事業承継のお話をいろいろ承りました。

中小企業の事業承継の円滑化の観点から、これまで、相続税等の納税猶予または免除の特例が設けられ、負担軽減のため、政策的な配慮がいろいろと行われてきておりまして、こうした点も踏まえた上で、相続税の時価主義の原則のもとで、どのようにすれば類似業種比率方式が取引相場のない株式の実態を反映したものとなるのかをよく検討する必要があるかと思ひております。

平成二十八年度税制改正でもいろいろと御議論が行われたところでございますけれども、企業の組織形態が業種や規模、上場、非上場の別により多様であるというようにことに留意しつつ、比較対象となるそれぞれの比率要素の適切なあり方も含めて総合的な検討を進めてまいりたい、それによつて、中小企業の事業承継の円滑化、どのように図られるかということを考えていきたいと思ひております。

○井上(貴)委員 前向きな意見、ありがとうございます。秋の税調に向けて頑張りたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

○宮下委員長 次に、古川元久君。

○古川(元)委員 民進党の古川元久です。まず本日は最初に、震災の件で御質問したいと思ひます。

今も熊本、大分では余震が続いております。今回の地震で被災をされて、また、今も大変不自由な生活を送つていらっしゃる被災者の皆様方に心からお見舞ひ申し上げますとともに、今回の地震でお亡くなりになられた犠牲者の皆様方に心からお悔やみを申し上げます。

それで、きょうは金融政策決定会合前のお忙しい中、黒田総裁にもおいでをいただいて、ありが

とうございます。ちよつと頭のところで少しだけ御質問をさせていただいて、すぐ席を立つていただいて結構でございます。

今回の地震で、もう早速、全国各地から義援金が寄せられていると思います。先日、こういう報道がございました。この義援金が集まってくる中で、地銀とか信金などこうした金融機関に多額の義援金が集まると、これはマイナス金利適用の影響で金融機関に負担が生じてくるんじゃないか、せつかく義援金、思いで集まってきたものが、金融機関の方が負担になるというこれはいかがなものか、そういう報道であります。

またさらに、これは義援金だけじゃなくて、今後、補正予算もこの震災対応で組まれるというふうに聞いておりますけれども、そういう形で補正予算も組まれて、政府からの復興資金などが払い込みが被災の自治体に行われると、当然、自治体はお金を現金でそのまま積んでおくわけにいきませんから、それを指定金融機関である地元の金融機関に預けるということになるうかと思ひますが、そうすると、多額のお金が金融機関に行く。そうすると、日銀当座預金へ、そこに預けるといふことになるんじゃないか。そうすると、これもまた金融機関にとっては、マイナス金利のもとでは負担が重くなるんじゃないかということが懸念されております。

ここについては、日銀がとつたマイナス金利導入の趣旨とはちよつと違う形の副作用としてあらわれることじゃないかと思ひますので、この震災絡みの義援金であるとか、あるいは、それに伴つて財政資金等が地方自治体を通じて金融機関に持ち込まれる場合、こうした場合にはマイナス金利適用の例外などの措置をとるべきではないかというふうに考えますが、日銀のお考えはいかがでしょう。

○黒田参考人 まずもつて、このたびの熊本地震によつて犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。

日本銀行は、今回の地震が地元の経済あるいは金融面にどのような影響を及ぼすか、鋭意調査しているところでありまして、引き続き調査を進めてまいりたいと思つております。

いずれにいたしましても、御質問の、民間金融機関に振り込まれた例えは義援金などは、一般の預金と同様、金利がマイナスになるわけではありませんが、当然、その全額が被災地の方々や支援団体等に届けられるわけでございます。

なお、マイナス金利つき量的・質的金融緩和のもとでは、金融機関が日本銀行に保有する当座預金残高を三つの階層に分けた上で、その一部にのみマイナス金利を適用することとしておりまして、被災地の金融機関を含めてほとんどの金融機関にとつて、日本銀行からはネットでお金を受け取るという形になっております。

○古川(元)委員 今はそうかもしれないけれども、適用を受ける可能性もないわけじゃないですか、絶対ないということが言えるんですか、総裁。

○黒田参考人 現在、個別の銀行について特別な見通しを持ってはいるわけではございませんが、御案内のとおり、四半期ごとに、いわゆるマイナス金利の適用を受ける日本銀行の当座預金の金額を十兆円から三十兆円の間にするように、ゼロ金利の適用対象をずっと拡大していくことになっておりますので、銀行システム全体として、マイナス金利の適用を受ける部分というのは極めて限られたものにとどまるということでございます。

○古川(元)委員 聞いていることにお答えいただきたいんですけども、今回の義援金、あるいは補正予算で財政資金が地方自治体に振り込まれて、それが指定の金融機関に預け入れられると、それが当座預金にどんと入つてきて、それによつてマイナス金利の適用を受けるという、そういう状況が起きる可能性は全くないと言えるんですかというのを聞いています。

○黒田参考人 委員御承知のことと思ひますけれども、銀行を含めて、金融機関につきましては、

当然、資産、負債を全体として考えていく必要があるわけでございます。貸し出しあるいは有価証券投資に回らなかつたいわば残額が日銀の当座預金となるということでございますので、特定の預金とひもつきにして考えるというのはいずれも適当でないというふうに思つております。

○古川(元)委員 ということは、そういう可能性があつても、日銀としては何も対応はしないというふうに理解していいということですか。

○黒田参考人 先ほど来申し上げたとおり、義援金あるいは交付金について、それがマイナス金利によつて減額されるということはないわけでありまして、あくまでも、そういう意味で、義援金あるいは交付金の交付の効果が減つてしまふ、そういうような問題があるということであれば、当然何らかのことを考える必要があると思ひますけれども、そういうことは考えられないということでございます。

○古川(元)委員 何か、減るとかそういうことじゃなくて、これは金融機関の経営に影響を与え可能性があるんじゃないかという、そういう懸念が報道なんかでもされているんですね。そういう懸念は全くないんですか。それは、減ることはないというのはいわゆる、金融機関に預けるんだつたら。

しかし、私がちよつと聞くとところによると、大口の投資家がかなりの金額の債券運用していたものを、国債運用で満期になったから戻ってきたお金を銀行に預けようと思つたら、そんな金額は受け入れられないと言つて、断られた。そんな話も聞いたことがあります。

ですから、そういう意味で、例えば財政資金とかがどんと来たら、金融機関の方としてはそれは困ると思う。だから、金融機関にとつてのマイナスということが起きる可能性というのはあるんじゃないですかと聞いています。

○黒田参考人 先ほどから申し上げておられるとおり、金融機関としては、資産、負債を全体として考えるわけでございます。特定の預金と日本銀行

行における当座預金とをひもつきで考えるというのはいずれにいたしましても、金融機関の収益状況に對してどのような影響が出るかというのは、何度でも申し上げますけれども、マイナス金利そのものの影響というものが最小限になっておりまして、仮に金融機関の収益に影響が出るとすれば、それは、金利全体が下がつて、そしてそれが金融機関の収益に影響が出るのではないかとこの点がいろいろ議論になっているわけでございますが、これについては、基本的には、貸し出しの増加であるとか、あるいは信用コストの削減であるとか、そういったことで、足元ではむしろ金融機関の収益はふえているわけです。

そうしたもつて今後の見通しを考えた場合、確かに、非常に低い金利が長く続きますと金融機関の収益に影響が出てくるということは、そのとおりであります。

ただ、これは、経済がデフレから脱却して、物価が二％程度の安定的な上昇のもとで経済の持続的な成長が続くということ、そういうもとで金融機関の収益というのは抜本的に改善され、上昇していくというものでありますので、一時点で、金融を非常に緩和したときに利ざやが減る、貸出金利が下がるということ自体だけをとつて、金融機関の収益に問題があるのではないかとこのことは、その時点だけとつて、間違つていないと言ひませんが、必ずしも適切な議論ではないというふうに考えております。

○古川(元)委員 では、結論をちよつとだけ聞かせていただければいいんですけども、今回の震災絡みで、マイナス金利の適用の例外を設けるとか、そういうことは考えていないということでしょうか。

○黒田参考人 MRFについて適用の例外的な取り扱いをいたしました。これは御案内のとおり、MRFが証券取引について決済機能を果たしている。それが、マイナス金利が適用された場合

に、MRFにマイナス金利が転嫁される。そうなりますと、MRF自体がなくなってしまうて決済機能を十分果たせなくなるといおそれがあつたために、こういった特例措置をとったわけでございます。

これに對しまして、先ほど申し上げたように、義援金や交付金については、繰り返しになりますけれども、マイナス金利によつて減額されるということはありませんので、そういった意味からは、例外的な措置をとる必要があるとは考えておりません。

○古川(元)委員 しかし、こうした懸念が示されていることも間違いないわけでありますから、やはりそこは日銀としてもしっかりと状況を把握して対応していただく必要があるんじゃないかと思ひますし、こういうことで、例えば、地方自治体を持ち込みたいというときに、いや、それはもう受け入れられませんなんということがあるように、そういうことだけはしっかりとチェックしていただきたいと思ひます。

では、日銀総裁、もう結構でございます。どうもありがとうございます。

次に、財務省の方、財務大臣の方にお伺いします。

補正予算の方は、震災対応で組まれるということでございます。我々としても、必要なことはぜひ協力していきたいと思ひますが、五年前の東日本大震災のときもそうだったんですが、税制上のいろいろな特例的なこともこの震災に應じてやらなければいけないんじゃないかなというふうには思ひます。

あの東日本大震災のときにも、雑損控除の特例であるとか、被災事業用資産の損失の特例だとか、住宅ローン減税の適用の特例とか、法人税額の還付とか、被災代替資産等の特別償却とか、さまざまな税制上の特例措置をとっております。

今回の震災、地震に関連しまして、こうした税制上の特例措置を今予定している、準備しているということはないですか。

○麻生国務大臣 これはもう古川先生御存じのよう、今の現行の税制法上でも、災害を受けられた方々に対しては、一般的な措置として、さまざまな特例措置というのができるということになっております。

例えば、所得税や法人税の場合には、災害により一定の資産について損失が生じたという場合は、損失を所得から控除するなどの方法によつて税額を減額する、軽減するというのができますし、また、国税の申告また納付等々の期限の延長とか納税の猶予も可能になっておりますので、先日、四月二十二日に国税庁の方から、熊本県全域について、申告、納税等の期限を延長する旨を発表したところでもあります。

その上で、現行制度による対応に加えて新しく措置を講ずるべきかどうかについては、今、被災地においての被害の状況とか被災地の復旧等々の状況を踏まえて関係方面からいろいろ御要望というのを聴取させていただいてあるところなので、まだちょっと補正予算といったつて、額も、積み上げるものも、まだ余震が続いて、またいくらかしらぬというような状況なのであれです。被災者の支援等々を的確に見た上で判断をさせていただかないかぬので、今の時点で何をしようというのを決めていけるものはありません。

○古川(元)委員 今決まっていなくても、私もまだテレビ等で見るだけですけれども、阪神大震災や東日本大震災並みのかなり被害を受けているところは甚大な被害があるわけですから、やはりこういう今ある普通の災害のときに適用される税制上の特例にさらに上乗せしたようなものが必要ではないかというふうに思ひますし、ぜひこれは早急に検討していただいて、措置をとっていただきたいと思ひますけれども、どうですか、大臣。

○麻生国務大臣 繰り返しになりますけれども、現行の税制法上でも、災害を受けたときのいろいろな措置がとられることになっておりますので、今お尋ねの、一定規模の災害が起きた場合にどういうことをするかといったようなことについて、

て、阪神・淡路大震災とか東北大震災についてはちよつと例がないほどの大きなものだったこともありまして特別な立法措置を講じたということはない私も承知をいたしておりますが、この熊本の地震に対して直ちにそれというほど、どれぐらいの規模のものなのか、ちよつといま一つまだ判明しておりませんので、今の段階でこれをやろうと思ひているというのを決めていくわけはありません。

その上で、さらにいろいろ余震や何やらでまだいろいろなことが続いておりますので、そういったことになつてきた場合においては、基本的には、いろいろな税制がさらに必要と判断した場合に、対応させていただかぬことになつてくるということだと思ひます。

○古川(元)委員 今回も激甚災害に認定されましてあれども、そういう従来の、今の税法の中で予定している災害の想定を超える激甚災害が最近非常に多いと思ひますね。

ですから、そういった意味では、税法の場合、前の東日本のときも、別にこれは特例法という形でやっていたわけですね。ですから、税法の中に、普通の災害の場合はこう、でも、激甚災害に指定された場合にはこういふところまで認めますよというふうなものを、やはりこれだけ激甚災害もしばしば起こるようになった状況では考えるべきではないかというふうに思ひますが、大臣、いかがですか。

○麻生国務大臣 これは、一定規模の災害がとうますその定義から難しいんですが、自動的に特例措置をできるようにするべきだ、簡単に言えばそういうことを言っておられるんだと思ひますけれども、災害の種類とか規模とか、また、発生した地域の特性とか、いろいろ千差万別ありますので、何をもちつて規模の基準にするかというのが、ちよつとこれはあらかじめ決めておくというのはなかなか難しいというのが一点です。

その中で、災害が被災者の生活や事業に及ぼす影響というものにつきましても、これは地域に

よつて随分差があるうと思ひますので、これを一定の枠をはめて一律に措置を講じるといふのは、なかなか的確に對應していく上でおのずと限界があるんじゃないかなと思ひてはおります。

何よりも重要なことは、災害の全容を踏まえた上で、税制というものを含めた総合的な支援をきめ細かくやっていかねばならぬということだと考えておりますので、いづれにしても、今回の震災を受けてどのような対応をしていくかにつきましては、被害の状況とか復旧状況とか、また、御要望等々をよく伺つた上でしっかりと検討してまいりたいと思ひますが、そういった意味では、スピード感も持つてやらねばならぬと思ひておりますので、私どもとしては、そういったものが実際に出てきたときには速やかに対応できるように考えておかねばならぬと考えております。

○古川(元)委員 今回の激甚災害の指定も、それこそ政府の立場から見れば、実際に本場に補正を打つときに指定すれば、それでちゃんと補助は出せますよ、補助率を上げますよということになるんですけれども、やはり被災地の人たち、被災者の皆さんから見たら、一日も早く激甚災害の指定をすることが安心にもつながっているわけですね。

それと同じように、税制上の特例措置についても、例えば、基準がないと言われましてあれども、激甚災害に指定された場合には、普通の災害に上乗せしたこういう税制上の特例措置がありますというふうな枠をつくっておけば、それが実際に必要な事例なのかどうかというのは個別の適用ですけれども、ちゃんとそこをところで、一々そのときになつて、いや、これは普通の災害の特例の税制ではなかなか対応できないから、さらに特例法をつくつてというふうにならなくても済むんじゃないか。

ですから、そういった意味では、一般的に、激甚災害の指定をしたときにはこういう上乗せの措置がありますよということをつくっておくことが被災者の皆さんにとつてもやはり安心につながる

んじゃないかと思うんですけども、どうですか、大臣。

○麻生国務大臣 御指摘のあったやり方も一つの方法だと私も思いますが、他方、災害そのものや被災者の置かれた状況というのは個々の災害ごとに差があるかと思ひますので、したがって、個々の災害というのに的確に対応していくというためには、やはりまずは被害の全容を踏まえた上で税制を含めた総合的な支援をしていくということなんだと思ひます。

私どもとしては、きめ細かく検討することが重要だと思いますが、こういうのがあればいろいろ支援があるということは、どのように対応していくかということと重なってまいりますけれども、今言われたように、大きなものが激甚災害を受ければ何がつかという話ですけれども、激甚災害を受けても、実際、それは状況によつてそういう対応がない場合もあるかと思ひますので、そういった必要がなかった場合も起きたりするかと思ひますので、これはなかなか一律に決めるのはいかかかなという感じが率直な実感です。

○古川(元)委員 私は、こういう災害対応というのは、やはり被災者の立場に立つて考えるということですね。これは私も東日本大震災で与党の立場で経験いたしましたけれども、やはりやれることは何でもやる、そういう姿勢をきちんと政府の方が示すことが安心になるんですね。

ですから、実際には、そういう税制上の枠があつても、それが適用にならないかもしれない、必要ないかもしれないけれども、ちゃんとそのときにはこういう枠がありますよということ、それは安心につながるんじゃないかと思ひます。だから私は言っているんですね。

だから、実際にそれが本来に使われるかどうかというのは、それぞれの災害のときの対応によると思ひます。しかし、激甚災害になれば、こういう大きな枠として、ちゃんと安心のそういうものがありますよ、そういう大きな構えが被災者の皆さん方のやはり安心にもつながるんじゃないかと

思ひますけれども、どうですか、大臣。

○麻生国務大臣 繰り返しになりますけれども、おっしゃる通りに、こういった状況になれば、例えば激甚災害の指定を受ければ、災害という名前で、水害であろうと地震であろうと火事であろうと、いろいろな形のものの災害は考えられますけれども、その災害に当たっては、ちよつと法律のつくり方もいろいろ難しいとは思ひますけれども、今言われたように、安心感があるという点に關しましては確かにとおっしゃるとおりなんだと思ひますけれども、実際にそれを法律にしていこうということになりましたと、柔軟に対応してやつていかないかぬという感じがしますので、一律に決めちゃうというのはどうかというの率は率直な実感です。

○古川(元)委員 一律に決めた上で、適用するかどうかはその現場現場の状況によつて変えればいんだと思ひますね。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

これはちよつと消費税絡みの話になりますけれども、今のところでは、今回の地震があつたからというので、これがいわゆるリーマン・ショックとかあるいは東日本大震災級のそうしたものに当たらないというふうに、大臣初め、政府の関係者の方、また、自民党の税調会長もおっしゃつておられるようでありますけれども、今後の被害の拡大の状況、また、地震も余震も続いていますから、はつきり全体がどうなるかわかりません。そういう影響の拡大の状況によつては消費税引き上げの判断に影響を与える場合という、そういう可能性もあるというふうに思ひます。

○麻生国務大臣 少なくとも、いわゆるリーマン・ショックや大震災などというような表現でずっとこれまで答弁をさせてきていたでいておりまますけれども、この熊本地震がその中の大震災に当たるといへば、今の段階ではそういう段階にはない、私どもはそう判断をいたしております。ただ、これは御存じかと思ひますけれども、私ら福岡とか熊本というのは、地震はないんです。

地震があれば炭鉱なんか全部つぶれていきますから。震度三で炭鉱は全滅です。したがって、今炭鉱はないから少なくとも今回の死者がいらないのであつて、昔みたいに昭和三十年代のように炭鉱があれば死者は桁違いになつていただろうと思ひますが、地震というものがいないところでは、

したがって、そこで初めて地震が起きて、震度三といつても別に東京じゃ驚きませんけれども、福岡で震度三といつたらそれはえらい騒ぎで、今までありませんから。そういった意味では、これはいわゆる群発地震という形になつておりますので、余震が二とか一で別に驚くことはないでしょうというのが地震の多い地域ではそういうような反応ですけれども、やはり、私らがおります筑豊とか福岡とか熊本とかあの辺へ行くと、地震というのには生まれて初めての経験ですから、何となくおびえがあるというのはいささかだと思います。

加えて、それが起きたことがない地域で起きた場合は、どういう地震につながっていくのか。これは、地震屋とか予想屋とか気象何とかとか、地質学の方がいろいろしゃべつておられますけれども、全然予測が立つておられませんので、私どもは、今の段階では先ほど申し上げたとおりのお答えにしかありませんけれども、これがさらに大きなものになつていくという可能性はゼロかと聞いてみると、誰に聞いても皆それに対しては答えを出されませんものですから、今の段階でとしか申し上げられないんですけれども、今の段階では、これまで申し上げたとおり、大震災というような感じで対応するつもりはございません。

○古川(元)委員 また新たな地震が起きるという可能性もあると思ひますが、同時に、経済的ないろいろなダメージ、それこそ自動車の生産がとまったりとか、きのうもちよつとテレビを見ていましたら、大分の方の温泉街はがらだとか、そういう経済に対しての波及的なマイナスの影響が今後もっと大きくなつてくる可能性も否定できないんだと思ひますね。そういうような場合に、それが経済に波及する

影響が大きくなれば、それが消費税の引き上げの判断に影響を与える場合、そういう可能性はあります。

○麻生国務大臣 今、例えばいろいろな形で私どもとしては対応というのを考えないかぬというものがありますけれども、経済への影響として、企業の生産活動というのに対して影響が出てくるというのは、今、サプライチェーンが一つ、ポルトとかナットが一個飛んでも車がつくれなくなるという状況でもありますので、これは被害の対応、災害応急対策に対しては全力を挙げていかないかぬと思ひますけれども。

引き続き経済活動等々に対して十分に注視してまいりたいと思ひますけれども、これがさらに大ききんどん、こちらで、大分でつくるといつたらあそこはアイシンがありますけれども、アイシンのが一個飛んだら、結果として、アメリカの自動車工場がとまっちゃうとか東北の自動車工場がとまっちゃうというような話にまでいくのかといつたら、今のところそこまでの話ではないという感じがいたしておりますので、私どもとしては、どれぐらいの状況が起きるかというのをよく見きわめた上で判断をさせていただくということになるかと存じます。

〔委員長退席、うえの委員長代理着席〕

○古川(元)委員 わかりました。では、次の質問に行きたいと思ひます。財政健全化についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。さきに財政審の方で、海外各国における財政健全化の取り組みを調査したというふうに向つています。多分、大臣の方もその報告を受けていらっしゃるんじゃないかと思ひますが、ちよつと資料を見ていただくと、「各国のリーマンショック後の財政健全化の進捗状況」、フローとストック、二枚、これは財政審に出された資料ですけれども見てみますと、リーマン・ショック以降、日本に比べて各国の財政健全化の取り組みの方が進んでいるなという感じがしますね。リーマン・ショックによる影響は、むしろ日本

の方がダメージ的には、世界の中という、麻生大臣は、まさに総理として一番この影響を受けたんですから、俺が一番影響を受けたと思つていらつしやるかもしれないけれども、世界の中で見ると、まだ比較的日本のリーマン・ショックによる影響は小さい方であつたんじゃないかというふうに言われていたかと思うんです。それでも、大きなショックを受けたヨーロッパ各国を初め、そういうところの方が、財政健全化の取り組みが進んでいるんじゃないかなというふうに思います。

これは多分、大臣も報告を受けただろうと思ひますけれども、この調査報告を受けられて、どういうふうには大臣は考えられたか、御所感を聞かせいただければと思います。

○麻生国務大臣 これはもう古川先生御指摘のとおりで、リーマン・ショックの後、欧米において、G 20の合意とか、あれはEUの合意等々がありますので、財政収支などをベースにした、日本のような基礎的財政収支というより、一段高い目標を掲げてスタートしておられるんだと理解をしておりますので、この高い目標に向けて、間違ひなく欧米各国の方が日本より速いペースで財政健全化を進めてきた、これは間違ひなく事実だと思つております。

他方、日本の場合は、欧米と比べて、リーマンが起きる以前から財政状況というものは大きく悪化しておりますので、その原因が、高齢化による歳出圧力と税収の基盤というものの脆弱化という構造的なものであることなどから、まずは基礎的財政収支というのを目標に掲げて、欧米に比べれば緩やかなペースで財政健全化を進めてきたんだと思つております。

しかし、経済再生と財政健全化の両立というのを進めていった結果、二〇一五年等々このフローの改善幅で見ますと、フランスやカナダ等々を日本の場合は上回つておりますし、ストックの改善幅も、二〇一五年では、フランスやアメリカを上回るところまで来ていると思つており

ます。

今般の海外の調査では、個々の国々について具体的な取り組みを調査した上で、共通の要因としては、きちんと財政健全化をする前の計画をして確実に実行していく、そして、構造改革など、いわゆる成長戦略と言われるようなものと財政健全化を両立させるというようなことが指摘をされております。

安倍政権における経済財政の計画とかそういうものの取り組みは、まさにこの取り組みと同じものなんだなという感じがしておりますけれども、引き続き、これはきちっとした健全化というのを目標に据えておかないと、何となく財政出動みたいな話にずつとらわれて、最近では、金融じゃない、財政だとかなんとかという新聞の話を乗せられてみたりなんかしかねないので、きちんとそこところは金融も財政も両にらみでやっていかねばいかぬのだと思つております。

○古川(元)委員 大臣、計画を確実にと言われているんですけども、安倍政権は、三党合意で決めた二〇一五年十月の消費税の引き上げというのも延期したわけですよ。計画を着実にやっているというふうには言えるのかなというふうに思ひます。

それに、今、財政の話も言われましたけれども、今回の震災給付の補正の前に、もう既に、またかなり大規模な補正があるといううわさも聞かえてきていたわけですし、こういうヨーロッパを初めとするほかの国の取り組みに比べると、日本はただでさえもスローな上に、それでもまたかなりの積極的のやろうとしているかのように思えるんですね。

特に、今回ドイツなんかは、ドイツという国柄もあるのかもしれませんが、ドイツという国柄も減らすところまで来ているわけですね。この辺の、ドイツあたりのこういう進展と日本の違いというのはどの辺にあるというふうに思ひますか、大臣。

〔うへの委員長代理退席、委員長着席〕

○麻生国務大臣 基本的にドイツの場合は、御存じかと思ひますけれども、東西ドイツ合併というが統一したときに、ドイツはいわゆる高失業と景気の低迷で、早い話が欧州の病人、それがドイツについた名前です。

私は、シュレーダー政権だと思ひますので千九百九十年から二〇〇〇年初めごろだったんですが、こういう状況だったので、これはえらい勢いでドイツは立て直さなならぬという使命感もあつて、ドイツの場合は、戦前、ハイパーインフレななかで悩んだ国でもありますので、経済成長というものと財政再建というのを一生懸命やってきたのがドイツの歴史なんだというふうに思ひます。

財政健全化というのに対して、今も財政出動というのに関しましては、G 20の中で、断固拒否とは言ひませんが、G 20の中で、断固拒否という態度で、財政出動というのに対しては極めて後ろ向きなのがドイツの姿勢だと思ひますが、財政健全化というのに対して、あそこはハイパーインフレを二度やったのだから、そういう意味では、すごいコンセンサスが国民の間にあるという

のが、結果的に、財政健全化と経済再生との両立というのにこの国は向かつていったんだと思つております。

日本はそれほど確固たるコンセンサスがあつたかと言われれば、そこまではないんだと思つておりますので、私どもとしては、経済を成長させていく、もうちょっと、もうちょっとといつて何となく財政の出動というのになかなか頼つた部分というのを否定できないところはあろうかと思ひます。

いずれにいたしましても、今回はおかげさまで、三党で合意をさせていただいて、税収も消費税を含めまして十五兆というほどの税収の伸び、新規国債も四十四兆が三十四兆ですから、十兆円ほどこの三年間で減るというところになってきておりますので、どうにかプライマリーバランスの半減達成という目標は、私どもとしてはきちんと達成をできたということは言えるんだと思つてお

ります。

残り五年間できちんとこれを、基礎的財政収支を、ゼロにするというところまで目安を立てて、工程表をつくつてきちんと今進めていかねばならぬと思つておりますので、基礎的財政収支、二〇二〇年度黒字化というのの目標は、これはきちんとやり遂げていくという気構えでいかねばならぬところだと思つております。

○古川(元)委員 二〇二〇年の目安を立ててきちんとやらなきゃいけない、気構えはというふうにおつしやるんですけども、この調査の報告の中に、「財政健全化に当たっては、経済成長が期待通りにいかないことがあることも踏まえ、客観的で堅実な経済前提を置くことが重要」だ。また、「経済が予想以上に好調に推移し、想定を上回る税収が得られる場合には、財政面での「貯金」を作り、余力を確保することで、将来起り得る経済の危機等を乗り越えることが可能となり、また、中長期的に財政健全化を進めることが可能となる。」という報告がなされているんですね。

そういう視点から見ますと、今の中期の財政の見通し、基本的には我々の政権でつくつたのと同じなんですけれども、違いが大きくあるのは、我々のときは、成長戦略の目標としては、今の安倍政権と同じように、名目三%、実質二%。しかし、やはりこれは財政健全化の堅実な相当かた目の数字を見ていかなきゃいけないだろうということとで、我々は慎重シナリオ、今で言うベアスラインシナリオと言われているところをベースにして、そこで財政の健全化をどうしていくかということを考えてんですね。

ところが、今、安倍政権は、これは経済再生ケース、アベノミクスがうまくいったことを前提にしたそういう中で考えているんですよ。これが客観的で堅実な経済前提というふうに言えると大臣は思ひますか。

○麻生国務大臣 今言われているいわゆる論点整理で、財政健全化に当たっては、経済成長が期待どおりいかないこともあることを踏まえて、客観

的で堅実な経済前提を置くことが重要と指摘されており、過去の経済成長が財政再建か二者択一みたいな議論もありましたけれども、私どもはその両立というものを図って、少なくとも今のところ、きちんとした三本の矢というのを掲げて、私どもとしてはこまめに進めさせていきたいと考えております。

今お尋ねの中長期試算、これは内閣府によるものだと思いますが、私から詳しいコメントをすることは差し控えたいとは思いますが、経済再生ケースというのは、まさにその姿を示しておりますので、一種の見通しを明確に示すものだと認識しておりますが、今お話がありましたように、これは厳しい経済状況というものを前提としたいわゆるベースラインケースというものを同時に示しております。

二〇二〇年度のプライマリーバランスというのはどちらのケースにおいても見込まれているわけではありませんが、私どもとしては、引き続き、歳出の改革を強化、継続して、きちんと本来の目的であります基礎的財政収支を二〇二〇年度までに黒字化ということを目標としてやっていくという、この姿勢は極めて大事でありますし、半減するということを申し上げた三年前、絶対無理と言われたのが、現実問題としては達成が半分のところまでは来ておりますので、引き続き私どもとしては、対応をしてみたい、頑張ってみていかないかぬ、大事なところだと思っております。

○古川(元)委員 大臣の口から言いにくいのかも知れませんが、どう考えたって、これは客観的で堅実な見通しだと言えないと思うんですね。しかも、アベノミクスで得られた果実を分配するんだといって、想定を上回る税収が得られた分もあると思うんですけれども、それをまた分配に回しちゃっているわけです。

ですから、こういう財政審で調査されるのはいいですけども、ちゃんとそうして指摘された

ら、きちんとそういったものを謙虚に受けとめていかないと、とても、やります、努力していかなくちゃいけないというこの思いだけで達成できるわけじゃないですから、そのところはしっかりと認識をいただいて、やはり財政当局はかた目に考えていくということできなくないんじゃないかというふうに思います。

では最後に、ちよつと時間がなくなりましたけれども、ちよつとグローバルファンドについて伺いたいと思います。

もう大臣も、総理、外務大臣も経験された人はよくわかると思いますが、このグローバルファンドは日本は生みの親で、資料をちよつと見ていただきますとわかりますけれども、これまでこのグローバルファンドについては日本がリードしてきたと言ってもいいと思います、設立から。

これについては、二〇一三年の十二月に開催された第四次増資会合で、二〇一四年以降当面の間に八億ドルの拠出を行うということを約束しているわけなんです、この増資会合、またこし行われるんです。

ですから、そういった意味でいうと、この八億ドルというのは、グローバルファンド側から見れば、当然こしじゅうにはちゃんと振り込まれるものだろうなというふうに見ていると思います、この当面の間というのはそういう認識でよろしいですか。

○麻生国務大臣 グローバルファンドにつきましては、いわゆる感染症への取り組みというのが基本的には一番の目的。加えて、今の世界銀行の総裁も、感染症のプロの医者が世銀の総裁になっているということもこれであり、極めてこの問題に関しては非常に熱心になっておられるということでは間違いないと思っております。

それで、これは設立されたのが二〇〇二年だと思えますけれども、日本はそれなりに相応の貢献を行ってきたものと承知しております。

そうした中で、二〇一三年の増資会合におきましては、外務省から二〇一四年以降の当面の間に

八億ドルの拠出を行う旨表明していることも承知をいたしております。

当面の間がいつまでかということだろうと思いますが、今の日本の具体的な拠出額及びその時期については、これはまずは外務省において検討されるべきものなんだと思っております。

いずれにしても、財務省といたしましても、これは極めて世界的な大きな大事な問題でもありますので、私どもは、時々の財務事情、財政事情等々もよく勘案しながら、外務省と検討して対応してまいりたいと考えております。

○古川(元)委員 最後にちよつと、財務大臣麻生太郎さんに聞くというよりも、総理、外務大臣も経験された麻生大臣個人の立場としてお考えをお願いします。

日本は、TICAD、こしはアフリカでも開催する予定ですが、やはりこういうものに積極的に対応していく。安倍政権が積極的平和主義というもの、これを標榜するのであれば、まさにこれは、人間の安全保障を外交の基本方針としてもずっとこれまでもってきた日本政府としても、最もふさわしいものじゃないか。

ですから、これについては、伊勢志摩サミットのときには、いつまでにやるということ、外務省に任せるといっても、それは麻生大臣も積極的にリードしていただいて、この辺は財務省の方にもきちんと、ちゃんと日にちを出せ、期限を出せということをやっていたらどうか、大臣。

○麻生国務大臣 これまでもいろいろこのファンについて、これは補正で措置しているんじゃないかと、よく言われるんですよ。財政のわかつていない人って必ずそう言うんですけれども、これは、会計年度とフィスカルイヤーとの違いですから、そういった意味ではずれがどうしても生じますので、予算を要求されて出てくる時には、こっちは予算が終わってから出てくるから、どうしても補正でやらざるを得ぬというようなタイミングのずれということもこれまで何回もあります。

ので、私どもとしては、このところ、二十六年以降は補正で主に対応させていただいてきている。とにかく、言ってくるタイミングが全然違います。

ことしもそういった形で、今百八十億とか百何十億とかいろいろやってきておりますので、そういった意味では、今後ともきちんとした対応をさせていただくということにはなるとは思います。今、本チャンの予算で組んでいないじゃないかという御指摘は、この間ある方から言われましたが、いやいや、ちよつと待ってください、違うでしょうがという話を説明せないかぬところなんですけれども。

いずれにしても、これは極めて大事な話です、私どものように、このグローバルファンドを使つて、日本の保健というものが、ほかの国でこれだけきちんとできている国はありませんので、それを基礎としてやりたい等々いろいろ話が私どものところに、あれはWHOですかね、通じて、マーガレット・チャンという人が議長ですけれども、この人が、キム総裁経由でこちらにという形で、今いろいろ来ておりますので、きちんとした対応をさせていただくつもりにいたしております。

○古川(元)委員 しつかりやっていたことをお願いして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○宮下委員長 次に、鷲尾英一郎君。

○鷲尾委員 民進党の鷲尾でございます。

まずは冒頭、熊本の震災に対して、財政金融当局としても迅速なる対応をお願いしたいというふうに申し上げておきたいと思っております。きょうは、社会保障費の関係につきましてこの財務金融委員会でも質問させていただきたいというふうに思っております、一般会計予算の三割を超えております社会保障費でありますけれども、近年いろいろな手当てをしておりますが、特にふえている医療費の問題。この医療費なんですけれども、財政当局も、あ

平成二十八年四月二十六日

るいは、きょうは厚労省にも来ていただいていますけれども、できる限り診療報酬で抑制をきかせようということで財政との兼ね合いを図ってきているんだというふうに思います。

この診療報酬ですけれども、総額をできる限り抑制する方針の中で、私から言わせると、総額をできる限り抑制しようと言うだけで余り芸がないところがありますので、それから、きょうは少しそこを深掘りしながら、今後の日本の社会保障費をできる限り抑えつつ、かつ、国民にいかにか質の高いサービスを供給していくかという切り口から質問させていただきたいというふうに思います。

それで、まずはPMDAにつきまして質問させていただきたいというふうに思います。

医薬品医療機器総合機構ということで、PMDAでありますけれども、そのPMDAが大阪に設立をしたPMDA関西支部のテレビ会議というのがあります、このテレビ会議の使用料につきましてちょっと議論させていただきたいというふうに思っていますけれども、要するに、かなり高額になっているということでもあります。

そもそもPMDAというのは、医薬品、医療機器の承認審査、関連業務を中心に、その品質、有効性及び安全性について、治験前から承認までを一貫した体制で指導、審査し、また同時に、市販後の安全性につきましても、情報収集、分析、提供を行うなどの安全対策を通じて国民保健の向上に貢献することを目的としているわけであります。

これまで、東京の新霞が関ビルで全ての業務を一貫してとり行ってきたというのが現状であります、関西イノベーション国際戦略総合特区の要望を受けまして、製薬企業の本社が大阪などの関西地方に多く存在することから、平成二十五年の十月一日にPMDA関西支部が開設されたところであります。

地方創生という観点からいけば、こうした試みは好ましいことだというふうに思っております。

けれども、きょう議論させていただくそのPMDA関西支部の極めて法外に高額なテレビ会議使用料、この妥当性について質問をしたいというふうに思います。

このPMDA関西支部を利用して専門家の高度な助言を必要とするような対面助言を製薬企業が求める場合、大阪には専門知識を十分に有する者が常駐していないところから、東京にあるPMDA本部に勤務する専門知識を有するPMDA職員と通信回線を利用してテレビ会議を行うということがある。まあまあ簡単に言うと、テレビ会議です。このテレビ会議を行う際に、一相談当たり使用料二十八万円ということだそうであります。

これはどうしてここまで高くなってしまっているのか。普通にテレビ会議を使用しますということになりますと、ここまで高いというのは余り聞いたことがないんじゃないかなというふうに思います。当然これは根拠があることだというふうに思っていますので、その根拠につきまして厚労省からお聞かせいただきたいと思っております。

〇中垣政府参考人 ただいま御質問いただきましたPMDAにおけるテレビ会議手数料の問題でございます。

今先生のおっしゃったように、もともと東京ですとやっておつたのを、関西イノベーション特区で、まさに先生がおっしゃったとおりなんです、やはり、大阪というのは製薬の中心地であって、そこからイノベーションを起こして地域の活性化をしていきたいという御要望があつて、それで、PMDA関西支部、PMDA-WESTと言っております、それを設置いたしました。

そこで相談を行つておつたわけでございますけれども、これは専門職員は行つてはおりましたけれども、医薬品といつても非常に普通の、例えば循環器の薬から抗がん剤までいろいろな薬があつて、それはその人が一人に対応できるものではございませんので、いろいろな、例えばこういう

う特に医薬品の承認、先生がおっしゃるとおりですが、承認とかの手続になれていない人とか、あるいは、データのとり方でどうやってとればそれがちゃんと治験のところに使えるデータなのかみたいな話がございます。そういった相談をまずきちんとやろうということでは始めました。これは無料相談でやっております。

一方、今後治験に進んでいってちゃんと進めていくという場合には、やはり手続なりなんなりに対応した専門家がやらなきゃいかぬ。それは、一人だけじゃなくて、PMDAもいろいろな審査の部が分かれておりますけれども、抗がん剤なら抗がん剤をやるところ、そういう担当の職員が対応するといったことで、チームで対応するというような形になっております。

今回新しく導入するものでございますけれども、これは高度なテレビ会議システムの導入ということで、実は、このPMDA-WESTをつくったとき、建物と、やはりこの会議をするにはちょっと手狭だということがありまして、それで隣の建物に移っております。その中で、今回の初期費用については大阪府とそれから地元経済界で御負担いただいております。でございますけれども、ランニングコストについては実費相当分として利用者に御負担していただくということとされておるところでございます。

これが、相談の見込み等も勘案いたしました、今先生がおっしゃった一回当たり二十八万円とさせていただきます。

この具体的な内訳でございますけれども、これは、会議室の新設、その中の賃料でありますとか光熱費、あるいはテレビ会議システム等の必要なる機器の維持管理費、そういったものから成っております。

〇鷲尾委員 今お答えいただきましたけれども、ランニングコストを、相談の見込み、つまり、利用される件数の想定でそれを除いたものを手数料にしているということなのかなというふうに認識をいたしました、そこには当然、今オフィスが

移転をして、その高額な賃料等も反映されたものがその二十八万円の中に含まれている、そういう認識だと思います。

このPMDAのテレビ会議なんですけれども、内閣府の資料によりますと、宮崎県からも提案があつたようでありまして、宮崎県の資料を見ますと、ランニングコストに限ってみれば、今回PMDA-WESTの年間約二千九百万円に対して、宮崎が提案したものは約五百万円、六分の一程度で済むそうです。

高額のその部分については、若干折半なりなんなりで補助が入るという話でありますけれども、テレビ会議、一般的なシステムについても、一般的なものを見ると大体月額十二万円程度であります。ですから年間百四十四万円程度であります。この関西支部が年間二千九百万円という数字になるというのが、かなり私、ちょっとどうなのかなというふうに思っております。

高額な家賃、これはどれぐらいなのかということももう少しお答えいただけたらと思うんですが、いかがですか。

〇中垣政府参考人 家賃の問題もあると思っておりますけれども、やはり、相談にいらっしゃる方の便宜ということも考えれば、非常に便利な場所がいいんじゃないかというのはございました。

あと、もちろんおっしゃったように、非常に都会の真ん中にある場所でございますので、そういった賃料もそれなりのものだろうと思っております。

一方で、この建物には今、独立行政法人の医薬基盤・健康・栄養研究所というのが合併する前に創薬支援ネットワークという事業をやっております、今は日本医療研究開発機構の方に移っております、今が、そこは、創薬のシーズを持っている方を、どうやってそれを製薬業界につなげて、そのシーズをどうやって早く製品化して患者、国民に届けるかというのは、そういうことで非常に大事であります。

まさにこのPMDAも、そういう、いかにし

て早くうまく治験につなげていってやろうかというのでやるうとしております。

そういった意味で、この建物にはそういった日本医療研究開発機構の創薬支援戦略部の西日本統括部が同じところにあるとか、それから、大学のそういうイノベーションを行うところが入っておるとか、そういった相乗効果も期待されるといったこともございます。

さらには、先ほどちょっと先生おっしゃいましたけれども、具体的には、この二十八万円について、大阪府の方でも支援をするといった形をとっていただけたらというふうに承知いたしておりますので、そういった形で、利用者の便利を確保しつつ、適切な価格でやっていけるのではないかと考えておるところでございます。

○鷺尾委員 いや、適切な価格というのは、少し一方的な気がいたします。今、付随で、テレビ会議、PMDAのそもそもの趣旨とはまたちょっと違う、ビルにいろいろ入っているんだという話もされていましたが、それが同じビルに入っているからそういう高額の賃料のところに移転すればそれでいいんだ、こういう話ではないんじゃないかなと。

むしろ、そのテレビ会議というコストを引き下げることによって、よりもっと頻繁に相談することによってスピードを上げる、そういう方向性だつてあるわけで、そもそもその価格設定自体、ふさわしいと言にはちょっと一方的に過ぎるような気がいたします。その上でですけども、できればそういったランニングコストをできる限り低くすることが、製薬企業に、結局、医療品の価格を下げていくということに結果としてつながるというふうに思います。

やはり、テレビ会議で一件当たりそれだけ高い値段、では、高い値段をどこに転嫁するかといったら、薬価に転嫁するわけですから、そういったことを製薬企業に、薬価については大分、引き下げろ、引き下げろということを財政規律上言いつつも、一方で、いや、これがふさわしいんですと

言いながら、中身を見ると、ちょっと一方的に過ぎるんじゃないかという価格設定になっているところ、これは、ちょっといかがなものかというところをコメントしていきたいというふうに思います。

実際、今ふさわしいというふうにおっしゃっていましたが、いや、もういいんです、補助金も入っているから利用者には何も迷惑はかけていません、そういう御答弁なのかもしれないけれども、実際に高いという声、こうして国会でも質問しているわけですから、こういう声に対して、何か対処しようとすることはございますか。

○中垣政府参考人 この額につきましては、いろいろ関係者の間で合意のもとで、実費相当として利用者に御負担していただくということになったところでございます。

ただ一方、利用の見込みというのはあくまで見込みでございますので、今先生おっしゃったみたいに、どの程度利用されるかということで、やはり当然、利用実績等があれば、必要に応じた見直しを行うものと承知いたしております。

いずれにいたしましても、繰り返して恐縮でございますけれども、今回は、大阪府の方で補助をしていただけたということもございしますので、まず、この六月からの機能拡充がうまくちゃんとスタートできるように準備していきたいというふうに思っております。

○鷺尾委員 PMDAは、独占事業ですからほかに頼ることができないという状況にあって、半ば一方的に高額な値付けを強要している。関係者は合意している、合意していると言いますけれども、お上から言われるとなかなか声も出にくいしということもあるでしょう。まさかテレビ会議相談でそこまで巨額になるんじゃないことも、場合によっては想定していないけれども、半ば諦めに近い形での合意ということも当然考えられるわけでありまして、私はそういう声を一部代弁しているつもりでありますので。

そういう意味で、では、PMDAとして、先ほ

ど申し上げたとおり、いろいろな理屈はあるけれども、ある程度製薬企業に負担をかけてしまえばいいや的な感覚で今後も根回しをしていくというのはいかがかというふうに思いますので、PMDAの経営体質も効率化を常に図っていくという意識が大事だと思いますが、ぜひこの点、きょうは太田政務官にも来ていただいていますから、いかがですか。

○太田大臣政務官 お答えいたします。

御指摘の点でございますけれども、今、二十八万円のテレビ会議システムへの支出は高いというふうな御指摘がありますが、みんなが合意をしてこういう値段に決めたということや、あるいは、私も今も大阪府民でございしますので位置関係はよくわかりますけれども、グランフロントという、梅田のど真ん中であつて皆が集まりやすく、しかも、うめきた、ナレッジキャピタルという、知的な、インテリジェンスを全てそこに集めて、これから大阪の産業の発展を図ろうという中心地であります。

また、このテレビ会議によって、PMDAの東京に来る以前の段階のところは、本当の最終的な承認に至るところまでのステップをかなりこなすということでありまして、実際の審査も、十人のチームが移動するということになりまして、旅費だけで二十八万円かかるというのものはあることとでございますから、決して私は、個人的に高いなという感じはしてはいないのであります。

むしろ、地方創生、大阪あるいは西日本に大きく医療関連産業を花開かせていくために必要な拠点を育っていくってほしい、ことし六月からのこのシステムの稼働が成功裏に行われるようにと願っております。

そういう意味で、現時点でこれは妥当だと私は思っておりますけれども、いずれにしてもPMDAは、御指摘のように、独立行政法人として適正かつ効率的に業務を運営する責任がございまして、私ども厚生労働省は、その所管官庁として法律評価ということも適切に行っていないかなくてはな

りません。PMDA自体が国民の生命、安全などにかかわる重要な役割を果たしているように、私どもも、適切な業務運営が行われるよう努めてまいりたいと思っております。

○鷺尾委員 ここで麻生大臣にも一言コメントをいただきたいと思いますけれども、厚労省当局としては、ふさわしいんだ、大丈夫だ大丈夫だ、これでもいいんだと言いかもしれませんけれども、それは結局薬価にはね返ったりするということも考えますと、財政当局としても常に目を光らせておかなきゃいけないというふうに思っています。

この点、麻生大臣から一言コメントをいただけたらと思います。

○麻生国務大臣 このPMDAですが、これは医薬品医療機器総合機構とかいうのを略してPMDAという名前になっているのは承知していますけれども、医薬品の審査や相談というので今まで東京でやっていたのを大阪で、薬屋が大阪に多いからという話で多分こうなったんだと背景は理解ができるんですけれども。

これは、所管するのは厚生労働省ですので、一義的には厚生労働省がきちんとやられるというのが一番大事なことなんです、事業の実施に必要な経費というものを賄う観点からその水準が設定される、そういうことなんです、これは。まず基本的にはそういう考え方なんだと思います。だから、交通費、東京まで行ってかかる金、宿泊料等々を計算して、いろいろなことをこれは計算して出しているんだと思いますけれども、基本的には、手数料自体は医薬品メーカーというか企業側の負担になるということですよ、これは。

そういう意味においては、事業ができる限り効率的に実施をされるということになって、手数料の水準というものをきちんと決めて、それによって手数料の水準が抑制されるということは、それは薬自体の製造コストが下がるということになりますので、それは回り回って保険料または医薬品

等々に係ります社会保険に関する支出、歳出というものが減っていくことにつながっていきますので、こういったものは、効率とかそういった費用対効果というものに常に目を光らせておいていただかぬといかぬ。

これは、一義的には厚生労働省の目の光らせ方にかかってくるんだと存じます。

○鷲尾委員 財政当局も、査定をしている中で、ぜひそういう観点で、さらに厳しく見ていただけたらなというふうに思うところであります。

続きまして、ちよつと以前、質問主意書でも出させていただいたんですけれども、今回の診療報酬改定において実施されました特例引き下げにつきまして、イノベーション型の経済成長を実現するんだという安倍政権の目標から考えて、そういう切り口から質問させていただきたいというふうに思います。

我が国の薬価制度というのは非常に透明性が確保されているというふうに思っておりますし、そのように評価されておりますけれども、今般実施されました、巨額な売上高の医薬品に対する特例再算定については、やはり関係者からも、余りにも突然に実施されたんじゃないか、そういう声が上がっておりますし、これは一つの意見として、公的医療保険のあり方につきまして、当然、戸惑いなり不信感なりに広がる可能性があるというふうに思っております。

質問主意書でも明示をいたしましたけれども、例えば、平成二十八年一月二十一日に、米國研究製薬工業協会の在日執行委員長のバトリック・ジョンソンさんの就任会見で、この特例引き下げにつきまして、日本の医薬品市場が縮小して、新規医薬品を開発する市場としての魅力が失われるということについて強い警鐘を鳴らしておられます。

このことについて質問主意書でしたところ、簡単に、承知をしていない、そんな答弁が来たわけでありまして、承知をしていないということではなくて、やはり、こういう声があるんだというところを承知をした上で、実際、政府として見解を述べていただきたい、あるいは善処をしていただきたいというふうに思うわけでありまして、安倍総理も、「日本を世界で最もイノベーションに適した国としていく」ということをおっしゃっておるわけですから、ぜひ、イノベーションに熱心な国、先ほども申し上げた創薬型製薬企業の団体もそのような声を上げているわけですから、それに対して、改めて厚生労働省の見解を伺いたいと思います。

○吉田政府参考人 お答えいたします。平成二十八年度の薬価改定におきまして、今御指摘ございました、年間販売額が企業の当初の見込みを超えて極めて大きくなった品目について、市場拡大の再算定の特例、特例再算定というのを設けました。

これにつきましては、製薬業界から、この制度を検討いたしました中協協、中央社会保険医療協議会において、意見陳述の機会というものがございました。また、今回の薬価改正後、今月四月に開催されました革新的医薬品・医療機器創出のための官民対話の場、こういう場において薬価制度に対する御意見を伺っております。

この中で、特例再算定についても、例えば、市場規模拡大の事実のみをもって薬価を引き下げるというルールへの導入には反対であるとか、あるいは、イノベーション創出の取り組みに逆行する制度であるといった御意見があるということは承知しております。

今、委員の御質問の中で、かつての質問主意書について御言及いただきました。

ちよつと私、手元にありませんので正確ではありませんが、たしかそのときは、アメリカのある代表の方の会見の発言を引かれて、この事実に基づいてというような御質問でございましたので、その時点において私どもとしては会見までは完全にフォローし切れないということ、先ほど委員がおっしゃっていただいたような答弁を申し上げたかと思えますけれども、私どもとして、今申し上げましたように、内外の製薬業界の方々がこの制度についていろいろとおっしゃっていることについては、いろいろな機会を通じて伺っているところでございます。

今回の改定、特例再算定を導入する一方で、イノベーションというのを御指摘をいただいております。

私どもも、イノベーションを促進するということは大事だということでございまして、研究開発経費を早期に回収できるような市場実勢価格に基づく薬価の引き下げを一時的に猶予する、いわゆる新薬創出等加算という試行をやっておりますが、これを継続するなど、今回の薬価改定におきましても、イノベーションの評価というものと我が国の国民皆保険というものを持続可能にするというこの二つの重要な課題の両立を目指して取り組まさせていただきますところでございます。

○鷲尾委員 承知をしているということだったと思います。

では、その上でですけれども、これを続けるかどうかですね、端的に言うと。先ほど答弁の結びでイノベーションが評価されるようなというコメントもされていまして、巨額であるから、市場規模が広がったから、では、それで引き下げますということだと、余りにも乱暴に過ぎるなというふうに思いますし、不正な営業努力だとか不正な臨床研究の結果を使つてというような、そういうものについてはもちろん引き下げていただいても当然だと思ふんですけれども、巨額な売り上げだからといって一律に値引きを迫るというのはいかがなものかというふうに思っているところでありまして、今後も継続して実施していくおつもりなのか、この点につきまして見解をお示しいただけたらと思います。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、御指摘いただいております今回の特例再算定につきましては、単に市場規模が大きいからとか、小さいからというだけではありませんで、年間の販売額が、企業

の方が当初その薬の見込み額を出していたら、それを超えて極めて大きくなった医薬品について薬価を引き下げるという意味で、私どもとしては、イノベーション評価と国民皆保険の維持を両立させるということも念頭に置いて仕組まさせていただきますものでございます。

特例再算定につきまして今後という御指摘でございますけれども、平成二十八年度改定における中協協の附帯意見におきましても、市場拡大再算定のあり方について引き続き検討することとされておりますので、今後、次期改定に向けて、この意見に基づいて対応してまいりたいと思っております。

○鷲尾委員 今ほど見込み額につきましてコメントされていまして、C型肝炎の治療薬が対象となったところでありまして、これまでの製品が病状の進行を抑えることが目的となる、そういう治療薬でありまして、投与が開始されると一生にわたって服用されなければならなかったという点に對しまして、今回対象となったC型肝炎の治療薬というのは、肝炎を完治させることができる治療薬であったということでありまして、

そうしますと、使うと完治されるものと使い続けなければならぬものと、おのずから将来に対するコスト、これが違つてくると思ひます。そうした将来のコストの縮小も考慮された、そういう値つけが公定薬価制度のもとで適正に協議が行われた結果の高額な薬価であったということでありまして、値引きしますよということとは、ちよつとやはり一方的に過ぎるんじゃないか。

今、見込みという話がされましたけれども、将来のコストがいかに引き下がるかということも含めて薬価というのを出しているわけですから、そこで引き下げるというのは、先ほど申し上げたイノベーション評価をゆがめる結果につながっているんじゃないかというふうに思うわけでありまして、完治する治療薬でありますから、導入当初は

当然費用負担がふえるのは当たり前でありますし、こういったことが続くと、誰も、完治できる治療薬を我が国で売りたいという形で企業さんも思わなくなるんじゃないかというふうに思います。

ですから、創造性の高い治療薬というのは、今見込み額ということもおっしゃっていただきましたけれども、これは見込みよりも上振れしたからということではなくて、やはり、限られた財布の中ですけれども、その中でしっかりと評価できる仕組みを私はつくるべきであるかと思っています。将来コストが縮小することも考えながら、一時的に予算超過に陥ったとしても、それは将来また補填するというようなシステム、枠組みということも考えなさいいけないかというふうに思っています。

イノベーションを第一と考えるのであれば、それぐらいやっても私は問題ないというふうに思うんですけれども、そういった財政的な配慮、大臣、この点は考えられないかというところを御見解を伺えたらというふうに思います。

○麻生国務大臣 御存じかと思いますが、二〇二五年に、いわゆる団塊の世代と言われた方々がいずれも全て七十五歳以上という超高齢化社会というのが日本では実現することになるので、伴いまして医療に対します費用というものは、これは大幅に増加していくことが見込まれております。

したがって、今言われたように、イノベーションということで、新しい開発ということでしょうけれども、鷲尾先生の話では、そういうものを今回のような対応をするイノベーションに対するモチベーションがなくなる、そう言いたいわけですね。

私もとしては、医療保険制度の持続可能性というのは、両方勘案せないかぬところなので、これは、両方ともどの程度に評価してどの程度にバランスするかというのは最も大事なところだと、私どももそう思っておりますので、それぞれの医薬品について、費用対効果等を踏まえてそれに

見合った価格づけを行っていくということとにも、いわゆる後発医薬品というものの使用を促進してもらおうとか、市販品の中で類似薬があるものについてはそういった保険給付なんというのは見直せとか、いろいろな形でさまざまな側面から私どもとしてはこういった制度改革というものをきちんとしていかないと、持続可能ないわゆる皆保険とか、保険とかいうものは成り立たなくなりますので、そういった意味では、どの程度にやっていくかというのは不断の努力が必要なんだと思っております。

今C型肝炎の話をしておりましたけれども、このほかにもいろいろな薬というのは出ておりますので、考えてみれば、それが出たことによつて、少なくとも、今後、医者に行く必要がなくなることによつて生み出される利益というのをどれくらいに考えるか。また、私どもとしてみれば、その医薬品をやることによつて、今度はほかの医薬品にずっと持続されると、こつちの医薬品の支出はもつとふえますので、そつちの支出ががたつと減るということ等々を考えて、新しいものができるといふことに伴います歳出減というものは極めて大きなものになりますので。

私どもは、そのバランスというものを常に考えながら、こういった新しい医療というものの進歩というのには、引き続き、そういったものに対して、特許とかいろいろな形で保護されるものがないばいありますけれども、私どもとしては、それによつて多くの人が助かるという点につきましては、金の問題ももちろんあるとは存じますが、基本的には、保険でどの程度のものが賄えるか等々は、私ども歳入歳出を預かる立場としては、常に気を使つてこないかぬところだと思っております。

○鷲尾委員 大臣、御趣旨を理解いただきまして、大変ありがたく思っております。では、改めて、ちょっと具体的に厚労省に聞きますけれども、今申し上げた、高額、高額と言いますけれども、あるいは、見込みを上回る市場規模

模になりましたということでありますけれども、完治を前提としていないかということと、差別化というのは考えていくべきだと思いが、いかがですか。

○吉田政府参考人 お答えいたします。

新たに保険収載される医薬品の薬価、C型肝炎治療薬の例をお示しいただきました。その例で申し上げれば、医薬品の効能、効果と類似している薬剤が既に収載されていたということで、その類似薬の価格のもとに算定するというのを基本としながらも、この薬は、ウイルス除去率という、今御指摘いただきました画期的な治療効果を有するというところに着目いたしまして、これはもう薬価制度の中で決められたルールでございますけれども、高い治療効果を有するというその薬剤の有用性に着目いたしまして算定した価格への加算、本剤でいえば一〇〇%の加算という形で評価をさせていただきます。

本剤の話と、一般にということもございまして、うけれども、医薬品の治療効果を踏まえた薬価の設定のあり方ということにつきましては、今申し上げた制度はありますけれども、さらにどのような対応が必要かどうかという点も含めまして、今後、中央社会保険医療協議会、中医協の中で検討してまいりたいと思っております。

○鷲尾委員 ありがとうございます。

それでは続いてですけれども、これも今答弁にありました中医協でも話題になっているようでありまして、オフアンドラッグとして承認されまして高額な薬価が付与された治療薬が、別に効能、効果を追加承認になった場合の価格再算定ルールにつきましても、厚労省からこの際ですから見解を求めておきたいというふうに思います。

一般に、患者数が限定されて少ない治療薬につきましては、その希少性が評価されて高額な価格に決定されるというのを聞いておりましたが、例えば、オフアンドラッグとして承認された後、肺がんなど抗がん剤として製造販売が追加承認され

た場合、そうすると、二年ごとの薬価改定を待たなければ、高額の薬価のままこれは使用されるということになります。こういう場合は、逆に、改定を待たずして適正価格に落とし込めるようなルールも必要になってくると思うんです。

こういった細かなルールにつきまして、厚労省はどう考えているかについて御見解をお願いいたします。

○吉田政府参考人 一般論としてお答えをさせていただきますことをまずお許しいただきたいというふうに思います。

現行の薬価制度、通常二年ごとに行われます診療報酬改定の際に、市場実勢価格に基づいて薬価を見直すというのとあわせて、例えば、先ほど来御指摘いただいております今回導入した市場拡大再算定など、あらかじめ定められた薬価改定のルールというものを適用することにしております。

御指摘のような、通常の薬価改定における対応とは別に、個別の時点において薬価を見直すということについては、例えば、どのような場合に薬価の再算定をするのかとか、あるいは、効能追加による市場の拡大の程度をどのように評価するかとか、あるいは、既に医療機関に納入されている医薬品の在庫価値が随時改定いたしますと減額されるということになります。それをどう考えるかなどのさまざまな論点があると思っております。

どのような対応が可能かどうか、中医協での議論の中で今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○鷲尾委員 やはり、その工夫をしていただけたらというふうに思います。めり張りのある薬価制度がないと、先ほど来議論させていただいておりますイノベーションと共生できる持続可能な社会保障制度というのはあり得ないと思っておりますので、そこはもう本当に細かくやっていくべきだろうというふうに思っております。ちよつと時間がなくなっておりますが、一

問飛ばせていただいて、最後まで大臣にちょっとコメントいただきたいというふうに思っているんです。

今回の特例引き下げを見ていると、先ほど大臣にも御答弁いただきましたが、イノベーションの評価をちょっとゆがめてしまうような、そういう施策なのかなと。それは今後いろいろな観点から議論していただけないことではありません。で、きょうの委員会でもそういう答弁をいただきましたので、それはそれで評価させていただきます。と思いますけれども、少なくともことしの改定につきましても、厚労省の当局としても、業界も特例引き下げを含めてびっくりしているわけですから、逆に、財務省の査定に合わせる、そういうような手取り早い引き下げというような感覚もありません。

先ほど冒頭申し上げたように、手数料の設定につきましても、あるいは今回の引き下げにつきましても、ちょっとずさんなところがあるんじゃないかなというふうに思っております。

ですので、制度自体、こういうことが続きますと本当に信頼が損なわれるというふうに思いますので、やはり大臣としても、そういう観点からしっかりとこの制度を注視しつつ、財政の立場でプレッシャーをかけていただきたいというふうに思いますが、最後、大臣に御答弁をお聞かせいただけたらと思います。

○麻生国務大臣 繰り返しになりますけれども、イノベーションというものの評価というのをどの程度にするかというのは、これは難しいですよ。ゆがめられているというのは、それは誰の見解ですかという話になるから、これは難しいんですよ。そこところだけ頭に入れておかないと、適切に評価しつつあって、みんな役人は言うんですよ。誰が適切に評価しているんですか。鷲尾さんができるわけでもないし。だから、みんなでしなきゃいかぬということになると、医療制度審議会とか中医協とか、いろいろなものが出てくることになります。

そういった意味では、これは、私どもとしては、モチベーションをちゃんと高めながらイノベーションをぜひという話をする反面、傍ら、こちら側には、世界に冠たる医療保険制度というのがありますので、それが少子高齢化によって今破綻しつつあるというので、毎年高齢化が進むために年間の社会福祉関係の歳出の増が一兆円になりますというように話ですから、それではとてもできません。

私どもとしては、それをいかに抑制してもらうかということで、いわゆるジェネリックと言われる後発医薬品というものと、先発医薬品で特許切れになったものというような形のものについては、価格評価のあり方等々についてはもういろいろところで検討しながら、この制度というものをちゃんときちんと後世にこういう制度を残しておけるということをやっておかないかぬというのは、我々の世代の責任だと思っております。

消費税の話につきましても、この医薬品の価格の話につきましても、これは非常に大きなところですので、少なくとも、全予算九十七兆円ですけれども、社会保障関係で約三〇％を超えておりますし、これで、いわゆる国債の払いを除きますと四〇％を超えるというのがこの医薬品だけですから、やはりこれはきちんとした対応でやらないと、無原則なことになってもこれはとてももちませんから。

というようなことを考えながら、私どもとしては、きちんとした薬価制度のあり方等々を含めまして、引き続ききちんとした検討を続けていかないかぬと思っております。

○鷲尾委員 ありがとうございます。

○宮下委員長 次に、宮本徹君。

○宮本徹委員 日本共産党の宮本徹です。

きょうは、まず初めに、国税通則法の第七十条の運用の問題について質問させていただきたいと思います。

一九八一年の法改正で、偽りその他の不正行為があった場合は、国税の更正決定を遡及して処分

できる期間が五年から七年に延長されました。そのとき、八一年四月二十四日の衆議院大蔵委員会では、附帯決議が全会一致で上がつっております。その際、沢田広委員は、代表して附帯決議を読み上げる際に、次のように述べています。

本附帯決議案は、この法律案が航空機汚職事件に端を発し、国民の多くの批判を受けたことを契機とする脱税に対する経緯にかんがみ、高額かつ悪質な脱税に對し厳しくしたことは一歩前進とみなすことができます。

ただ、このことにより営々と働く中小企業者をも含めて厳しくすることを求めたものでなく、特に政府の特段の配慮を要請するものにも賦課、徴収、帳簿の保存期間の延長等についてもきめの細かい配慮を要請するものであります。

こう述べております。つまり、ロッキード事件にかかわった田中角栄首相らへの批判がある中、高額な脱税事件の摘発期間を延ばすというのがこの法案の趣旨だったわけですね。そして、附帯決議にも同じ中身が入っています。

今回の改正により延長された更正、決定等の制限期間における調査に当たっては、高額、かつ、悪質な脱税者に重点をおき、中小企業者を苦しめることのないよう特段の配慮をすること。

こう書き込まれました。当時の渡辺美智雄大蔵大臣も、「ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って、誠意を持って対処いたしたいと存じます。」と答弁しております。

ですから、時の立法院は、法改正の趣旨に従って、高額かつ悪質な脱税者に重点を置くことを要求した上で、この遡及期間を五年から七年に延長することを認めたという経緯だと思えます。

きょうは国税庁に来ていただいておりますが、現在も、税務調査においてはこの附帯決議の内容というのは尊重されているのでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘になりました国税通則法七十条の規定で、税務署長が更正または決定をすることができ期限は、原則として法定申告期限から五年を経過する日とされておりますけれども、八一年、昭和五十六年の税制改正によりまして、偽りその他の不正の行為により税額を免れたり税額の還付を受けた者の更正・決定については、法定申告期限から七年を経過する日がその期限とされたところでございます。

また、その際につけられました附帯決議につきましても、承知をしているところでございます。国税当局といたしましては、高額、悪質な納税者に重点を置いて税務調査を行っております。偽りその他の不正の行為により税額を免れた者等につきましては、法令に則して七年前に遡及して更正・決定を行うなど、適正、公平な課税の実現に努めているところでございます。

○宮本徹委員 しかし、実態がそうなっているかということですね。実態は、中小零細企業のなけなしの収入に対して税務調査後に七年間分の修正申告を勧奨して、少額の利益にも加重算税を課税するケースがあつていっているのではないかと。

東京税理士会の会報を見ますと、税理士の安藤光宏さんが、「最近の税務調査、特に法人税の調査では、軽微なミスで故意性の感じられないものまで加重算税の賦課対象とされているような気がする。」という指摘もあつていいます。

きょうは私、一つの事例を紹介したいと思っております。本やCDなどのインターネット販売を行っているAさん、二〇一四年の税務調査で加重算税の適用対象とされました。税務職員が作成した過去七年分の修正申告書に署名捺印を求められ、言われるがままに署名し、印鑑を押したということになります。

そのときの税務調査により指摘されたAさんの七年間分合計の所得税額は約八百五十万円、確定申告で納税していた額を引くと、七年間の過少申告の総額は五百九十万円、七年で割れば一年で八

十五万円程度ということになります。ちなみにこれは後で議論しますが、税務調査で指摘されたこの所得税額自体が間違っていたというのがわかるわけですが、これは後で議論します。

それでこのAさんは、聞きますと、勤めていた会社が倒産したので、妻と子供の生活を守るために、本やCDなどの販売、インターネットで行って小遣いを稼ぐ程度で始めたのが、仕事が見つからなかったで本業として始めることになった。初めての事業だったわけで、税金の知識など全くなかった。そのため、開始時の二年間は申告もされていなかったということでもあります。

国税庁にお伺いしますけれども、一般的に言っているような事案というのは、附帯決議が言う、七年間も遡すべき高額かつ悪質というのに当たると言えるのでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の個別の事例に即しての答弁については差し控えていただきたいと思いますが、けれども、一般論として申し上げれば、国税当局においては、税務調査は、主として高額、悪質な納税者に重点を置いて実施しているところであり、すけれども、税務調査の結果、偽りその他不正の行為により税額を免れたり税額の還付を受けたりしたものに該当した場合には、法令の規定にのっとり、七年間遡及して更正等を行っている事例がございます。

○宮本(徹)委員 私は初めに法改正の趣旨と附帯決議も紹介したけれども、今回のこれでは、高額でもなく、悪質とも言えないというふうには私は思うんですよ。

今のAさんの事例も参考にしながら、国税通則法七十条四項の運用が適正に行われているのかと見てみたいと思います。

このAさんの例でいえば、一つは、金額が七年間で約五百九十万円過少申告していたこと、二つ目に、税務調査により無申告であることが発覚したこと、三つ目に、倒産により突然始めた事業で、納税に関する知識がほとんどなかったこと、

これが七十条四項の要件として該当するかどうかということになると思うんです。

これを、他の報道などで公になっている例と比べてみたいと思います。

まず金額の問題ですけれども、鳩山由紀夫元総理のケースと比べてみたいと思います。鳩山元総理のケースでは、七年間以上、母親から毎月資金が提供されていることについて指摘があったわけです。鳩山元総理は、二〇〇二年から二〇〇八年までの七年間分、合計十一億七千万円分を対象に修正申告を提出して、贈与税約五億七千万円を納付しました。

このポイントには、鳩山元総理は七年間分の修正申告書を提出したということなんです。通常の税金の時効は五年なわけですよ。ただし、隠蔽、仮装の場合は七年ということになります。ですから、七年間分の修正申告書を出したということ、みずから隠蔽、仮装を認めたに等しい手続を鳩山元総理の場合はやられました。

しかし、これに対して国税庁は隠蔽、仮装とは認めなかった。五年間の贈与について贈与税が発生したということで、本税は四億三千六百万円、プラス延滞税と無申告加算税が課税された。報道ではこうなっているわけですよ。

ですから、これは国税庁に一般論としてお伺いしますが、ある納税者本人が十二億円の贈与の事実を隠蔽していた。それを事実上認める手続として七年間の修正申告をした場合にもかかわらず、国税庁は、第七十条四項の偽りその他の不正行為、もしくは、重加算税の要件である隠蔽や仮装と認定しなかった。では、七年間で五百九十万円分の所得税の過少申告というだけで、偽りその他の不正行為や隠蔽、仮装というふうに言えるのでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。個別にわたる事柄についてお答えすることは差し控えていただきたいですが、一般論として申し上げますと、繰り返になりますが、偽りその他の不正の行為により贈与税等々について

税額を逃れていた場合における国税につきましては、法定申告期限から七年間、修正が可能ということになっておりますけれども、仮に七年たちますと、国税の徴収権は、七年間行使しないことによつて、時効により消滅するといった場合がございます。

一般論として申し上げますと、そういった時効の規定、また、先ほど申しました七十条の規定、こういった規定に基づきまして、法令を個々の事実関係に当てはめて処理をしているということでございます。

○宮本(徹)委員 ですから、この鳩山さんの例と比べてみても、これだけで七十条四項の要件に該当するというのは、私は到底考えられないというふうに思います。

それから、先ほど要件として挙げました二つ目の、税務調査により無申告であることが発覚したこと、それから三つ目の、倒産により突然始めた事業で納税に関する知識がほとんどなかったことについて、今度は脳科学者の茂木健一郎さんのケースとちよつと比べてみたいと思います。

報道によりますと茂木さんは、税務調査を受けて、二〇〇六年から二〇〇八年までの三年間の所得の申告漏れが発覚しました。茂木さんはそれ以前はみずから確定申告をしていたということですので、税務についての知識はあったと思われるので、報道によると、仕事に追われて書類を整理することができず、申告する暇がなかったと言われている。そして、報道によりますと、このケースについては、重加算税ではなくて無申告加算税が適用された。

つまり、単に仕事が忙しかった、納税する暇がなかったというのは仮装、隠蔽に当たらない、こういう判断を国税庁は当時されたということだと思います。

一般論で聞きますが、無申告だということだけでは悪質とは判断しない、つまり、無申告は即偽りその他の不正行為とみなさないということですね。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

個別にわたる事柄についてお答えすることは差し控えていただきたいと思いますが、一般論として申し上げますと、繰り返になりますが、法令上、偽りその他の不正の行為により税額を免れたり税額の還付を受けたものの更正または決定期限は、法定申告期限から七年を経過する日とされております。

この法令の規定に当てはまるかどうかということにつきまして、個々の事実関係に即して対応しているということでございます。

○宮本(徹)委員 これは、一般論で聞いているので一般論で答えていただければいいんですけども、無申告のみでは悪質だと判断しないということですよ。それぐらいは答えてください。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

偽りその他の不正の行為が何に当たるかということとは個別の事例に即して判断をすべきだと考えておりますけれども、例えば例示を挙げますと、二重帳簿の作成でございますとか、単純無申告の納税者による法定申告期限後の虚偽の申告ですとか、あるいは、税務職員への質問または検査に対する虚偽の陳述、虚偽の事実の提示などが挙げられるものと考えております。

○宮本(徹)委員 つまり、無申告のみでは、それだけでもつてするということとはならないということだと思ふんですよ。

ですから、初めに紹介しましたAさんのケースというのは、今、有名人二人の修正申告の事例と比較してみましたけれども、この例について、七十条四項の要件を適用して、七年間遡及して修正申告の勧奨をして、さらに重加算税を適用する、こういうことをやるべきではないケースだということが私は言えると思うんですよ。

その上で、安易に七年間遡及するような税務調査が横行すると、問題となるのは、税務調査の側が間違っていた場合ですよ。税務調査に不備があった場合、これは大変な問題が私は起きると思つています。

一般的な運用について聞きますが、税務調査の

結果、職員が勧奨に従って納税者が七年間の修正申告を行います、その後、納税者の主張により偽りその他不正の行為が認められないという事実が発覚した場合、この六年前だとか七年前の修正申告は、国税庁はどういう扱いにされるんですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

偽りその他不正の行為により税額を免れたり税額の還付を受けたものにつきましては、法定申告期限から七年を経過する日まで増額更正することとができるということでございますが、こうした増額更正等につきましては減額すべき一定の事由が生じた場合には、法定申告期限から七年を経過する日まで、税務署長の権限により減額更正を行うことができるということでございます。

○宮本(徹)委員 税務署長の権限により減額更正ができるということですね。

それでもう一つ聞きますけれども、修正申告から一年以上過ぎてても、税務署長の権限による、職権による減額更正というのは全部可能になりますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げた一般的なケースで想定しているものは、税務署、国税当局が、偽りその他不正の行為が行われたということと七年さかのぼって増額更正を行ったケースにおきまして減額すべき一定の事由が生じたということで、この増額更正を行う際にそれに付随して行われる減額につきましても、署長の権限により減額更正を行うということとでございます。

その際、こういった申告を行った事情を記載した書面などに証拠となる資料が添付され、それを適正な課税を実現する見地から見て必要であると認められた場合には、今申し上げました権限に基づいて調査したところにより、減額更正をするということとでございます。

○宮本(徹)委員 私が聞いていたのは、もうちょっと聞きますけれども、税務調査の結果、修正申告が七年間の期間制限のぎりぎりだった場合、どうなるのかということですよ。その後には税

務調査の誤りがあったとしても、一番古い七年前の修正申告は時効となつて、職権による減額更正の対象とならないケースというのが出てくるんじゃないですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたとおり、法定申告期限から七年を経過する日まで、税務署長の権限により減額更正を行うことができるケースがございますけれども、この減額更正を行うためには一定の調査期間が必要でございます。七年を経過した時点で期限が経過をするということでございますので、その期限経過の前に一定の合理的な調査をする期間を確保した上で、先ほど申し上げた書類等々、証拠を提出していただく必要があるかと考えております。

○宮本(徹)委員 つまり、税務署の側が、七年間の期間のぎりぎりのときに修正申告を出せと言われた場合、いろいろ手続をとっても救済されないケースがあるということですね。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

七年の期限を設けているわけでございますので、この七年の期限内に更正を打てるように、その判断ができるように、一定の合理的な期限の前に証拠等を出していただく必要があるのではないかとこのことを申し上げたわけでございます。

○宮本(徹)委員 その一定の合理的な期間に証拠を出さなさいいけないという税務調査が間違っていた場合に、何を言っているのかという話を今の答弁を聞いていて思うわけですが、一定の合理的期間がない場合は、税務調査の方が間違っていた場合、救済されないわけですよ。

私が今最初に述べましたAさんの例ですけれども、修正申告の直後に税務に詳しい方にこの方は相談されました。御自身で、税務署が作成した申告書類を改めて確認された。そうしたら必要経費が入っていない。外注工賃、旅費交通費、通信費、消耗品費など、一切経費として計上されていなかった。これに疑問を持ちましていろいろな手続をとられるわけですが、ちなみにこの

領収書は、税務調査のときに税務署に全部渡している領収書ですよ。

そこで、Aさんは七分分の更正の請求を行いましたが、六年分までは主張が認められました。そして職権による減額更正が行われました。そして、この六年のうち、ちなみに三年分は所得税額がゼロになりました。ただし、七年前の修正申告については、職権による減額更正の期間が過ぎていたということで減額更正がされなかったんです。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

誤った申告を行った事情を記載した書面に証拠となる資料が添付され、提出され、その内容が適正な課税を実現する見地から見て必要と認められる場合には、その権限に基づいて調査したところにより、増額の更正を行った後でも減額更正をされる場合がございます。

ただ、これは、今申し上げたとおり、内容が適正な課税を実現する見地から見て必要だということとが判断できる期間が必要でございますので、証拠となる資料がそういった期間前に適切に提出される必要があるかと考えております。

○宮本(徹)委員 だから、その期間を保障しないようなときに税務調査をやつて、修正申告させているわけじゃないですか。そうでしょう、税務署の側がそういうことをやっているからこういう問題が起きるわけですよ。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返すになりますが、減額更正をするケース、七年さかのぼって増額更正をしたその中身につきましては、内容が適正な課税を実現する見地から見て適当ではない、そういう証拠となる資料が添付され提出した場合には、それを検討し、権限に基づいて減額更正をする場合がございますけれども、こうした判断をする上で必要となるタイムリングでもって証拠となる資料を提出していた

大きく必要がございます。

○宮本(徹)委員 そういう態度じゃだめだと思

七年経過すれば期限が経過いたしますので、それ以前の合理的な時期にそういった資料を提出していただく必要があるということを繰り返して説明させていただきます。

○宮本(徹)委員 そういふ態度じゃだめだと思

で、ちよつと真剣に、この問題どうすべきかというのを研究、検討をしていただきたいと思ふんですよ。

麻生さん、一時期ちよつと席を立たれていましたけれども、どう思われますか、麻生大臣。突然振って申しわけないです。

○麻生国務大臣 席を立っていたときの話をいきなり聞かれても、どう思われますかと言われて答えられたらおかしいでしょうが。

質問されるんだしたら、質問したいで、あらかじめきちんと質問通告をされた上でされることをお勧めします。

○宮本(徹)委員 後で議事録、また説明させていただきますたいと思ふので、副大臣、聞かれていたと思ふので、御検討をよろしくお願いしたいと思ふので、御検討をよろしく

「金融財政ビジネス」の一月十四日号に、一橋大

学の小塩隆士教授の「アベノミクスで拡大する所得・資産格差 懸念される二極化の兆し」という興味深い論文が出ておりました。アベノミクスが始まってから格差が拡大したかどうか、総務省の家計調査をもとに分析されております。

家計調査の集計データをもとにしたものの、粗い計算だと断りながらも、ジニ係数について、所得については、安倍政権以前の十年間、二〇〇二年は〇・三〇二、二〇一二年は〇・二九七と若干低下した。アベノミクス期になって、二〇一四年は〇・三〇〇と上昇したと分析されております。そして貯蓄残高のジニ係数、安倍政権前の十年間は、二〇〇二年〇・五四八が二〇一二年は〇・五六四に上昇、アベノミクス期になると、二〇一四年は〇・五七五と上昇のペースは加速しております。

アベノミクスのもとの格差の拡大について、大臣はお認めになりますか。

○麻生国務大臣 格差に関する捉え方というのはこれはさまざまだと思いますが、格差の程度については、これは一概に申し上げることは困難ですが、例えば、これまでの当初の所得に比較して税や社会保障による再分配後の所得の格差というのはほぼおおむね横ばいで推移しておるといのは、数字としては言えると思っております。

内閣府が行っております世論調査によりまして、国民の中流意識というのは根強く続いておりまして、大きな意識の変化は確認されていないというところであります。

安倍内閣においてデフレ脱却を目指していわゆる経済再生に取り組む中で、格差が固定しないようにさまざまな取り組みを行ってきたところでありまして、例えば家計調査によれば、所得の面で見た場合に、先生よく言われましたが、昔から、世帯収入の低い方の四百万円ぐらいのところだったかな、割合の方が高くなっているじゃないかというお話を前にしておりましたが、この調査をよく見ますと、同じ期間で世帯収入が四百万円以下の世帯においても、世帯主の平均年

齢が高齢化しておりますので当然のこととして高齢者が増加するというほか、世帯の人員数の絶対数が減少しておりますので、こういうことを勘案いたしますと、この割合は必ずしも、いわゆる中間層が減少するとか、二極化しているとか、貧しくなっているとかいうようなことではない。

貯蓄残高の話も今されておられましたけれども、アベノミクスの二年間で平均貯蓄残高は約百四十万円増加しておりますので、世帯分布で見ましても、千万円以下の世帯の割合が二〇一四年では二〇一二年より減少しておりますので、国民全体の貯蓄額は底上げされているというように考えられるのではないかと考えておりますので、これはいづれにいたしましても、今後、アベノミクスの経済成長により成果というものが国民に、より広く行き渡っていくように対応していくということだと思っております。

【委員長退席、神田委員長代理着席】

○宮本(徹)委員 きょう、小塩教授のつくられたグラフも資料として配付させていただきましたけれども、これは、薄いグレーのところは安倍政権以前の十年間、濃いグレーのところはアベノミクス期というふうになっております。

先ほど、大臣は中間層は減っていないというふうにおっしゃいました。このグラフを見ていただければわかりますけれども、確かに、高齢化の要因だとかいろいろなことというのは、これは、アベノミクス以前のときからグラフに反映している面というのはあると思います。

それと同時に、この上の所得のところでごらんになればわかりますように、四百万から七百万のところはアベノミクス期になって減っているんです。これは、先ほど大臣がおっしゃった高齢化だけでは私は説明できないんじゃないかというふうに思います。その部分が減っている分、低所得者層と高所得者層、比較的收入が多い層がふえているというのがこのグラフから見るとれるというふうに思います。

それから下のグラフ、貯蓄の方ですけれども、

これは資産格差の広がり示すものだと思いますが、家計調査の十九の貯蓄残高階級を九つに集約しています。

金融資産については、これは安倍政権以前から三百万円未満の世帯がふえています。一方で三千万円以上の世帯もふえているわけですが、アベノミクスの二年間で顕著なのは、貯蓄残高、金融資産三千万円以上の世帯が増加する勢いが加速している。以前は十年かけて一・一ポイントの増だったのが、二年でさらに一・一ポイント増ということになっていきます。

ですから、小塩教授は、資産格差の拡大がアベノミクスで加速していると分析されておられます。私もそう思いますが、大臣はこの指摘についてどう思われますか。

【神田委員長代理退席、委員長着席】

○麻生国務大臣 これは重ねて申し上げるようで恐縮ですが、四百万円以下の割合というのは、これは間違いなく二〇一二年に比べて二〇一五年の方が多くなっているというのは、もう間違いない事実だ、私どもの数字でもそうになっておりますが、ただ、高齢者が増加しているというのは、これは年金で食べている人の比率がふえてきているということの意味していますし、世帯人員が減少してくる。世帯で計算しておりますので、世帯収入四百万円ということになりますと、世帯の人員が減少すれば当然のこととしてそこところも減少してまいりますので、この割合というものは必ずしも、いわゆる中間層が減少しているとか二極化しているとかいうことの根拠とはちょっとなりにくいんじゃないかというのが正直な実感です。

○宮本(徹)委員 高額の資産を持たれる方がふえる勢いが加速しているという認識は同じですか。

○麻生国務大臣 貯蓄残高ということにもなるんだと思いますが、アベノミクスのこの二年間で、少なくとも、平均貯蓄残高というのが百四十万円増加しております、私どもの持つておる数字では、世帯分布で見ましても、貯蓄残高千万円以下

という世帯の割合が、二〇一四年では二〇一二年に比べて減っておりますので、少なくとも、平均貯蓄残高、二〇一二年で一千六百五十八万が二〇一四年で一千七百九十八万といった形でふえてきておりますし、いわゆる千万円以下の比率も、二〇一二年五一・七％から四九・九六％、減ってきておるといふ数字もありますので、そういった意味では、国民全体の貯蓄額というものが底上げされているということにも考えられるのではないかと思います。

○宮本(徹)委員 このグラフを見れば、高額なところで資産の積み増す勢いが加速しているのは、資産格差が拡大しているというのとは間違いないというふうに言えると思います。

そこで、残りの時間が短くなったんですけれども、政府税調でも、所得再分配機能を回復するのが税制で重要だということをおっしゃっております。

その上でも、私たち、金融所得課税の強化というのを何度も提案してまいりました。

株式譲渡益配当については、日本は所得税一五％、住民税五％、合わせて二〇％、国際的にも大変低いわけです。そしてこのことが、日本の所得課税が、所得一億円を超えると実際の負担率が下がるということ指摘されていた原因だということに言われております。

そこで私たち、高額な株式譲渡益については税率を三〇％に引き上げることというのを質問させていただいて、三月二十三日の参議院の財金委員会でも小池議員の質問に対して、検討させていただくと大臣は答弁されました。そのときに、勤労所得とのバランスとかリスク資産への投資促進という面も踏まえて金融所得課税全体のあり方を考えないといかぬ、こう大臣は答弁されているわけなんです。

ちょっと確認したいんですけれども、こう答弁されたということは、現在の配当や株式譲渡益への課税というのは、勤労所得への課税とバランスはとれていない、こういう認識だということですよ

このうちで、勤勞所得に対する課税とのバランスについて申し上げさせていただければ、これは、株式などの譲渡益の中には、長い間に積み重ねてこられた益が売却することによって一度に実現するといったようなこともありますので、これは当然、一定の配慮というものが必要であらうと思っております。

なお、今後、金融所得に対する税率の水準につきましては、いわゆる景気情勢や市場の動向とか、税制などによって所得分配の動向などを勘案してこれは検討する必要があるということで、過日の、行われたあの政府の税制調査会の中間的な論点整理の中においても、こういった点を検討する必要があるということが言われているんだと理解しております。

このことが景気情勢や市場の動向に何か重大な悪影響を及ぼした事実というはあるんでしょうか。

○宮本徹委員 いや、一概に申し上げていいんじゃないかと思いますが、何かそんな、政府がこれを二〇％に戻したことによって景気や市場に大変な影響があったという議論は、私、どこでも聞いたことがないですよ。

大体投資家のあのウォーレン・バフェット氏が、かつてニューヨーク・タイムズでこうおっしゃっています。私は六十年も投資家たちと仕事をしてきたが、一九七六年、七七年にキャピタルゲインの税率が三九・九%だったときでさえ、税率を理由として投資から遠ざかる人は見たことはない。六十年間、一人も見たことがない。人々はもうけるために投資する。税が投資を怖がらせることはなかった。世界的に有名な投資家の方がそうおっしゃっているわけです。

實際、二〇一四年、一〇パーから二〇パーに引き上げたことによって、税収はふえてこれは大変よかったというふうに思いますが、これが景気情勢に何か影響を与えたということは私はなかったと思いますし、實際、大臣も一概に申し上げられないと言っただけで、何か具体的な話は大臣からも一つもなかったということだと思います。

ですから、重ねて、やはり日本のこの今の不公平な、所得が一億円を超える人の実質の税負担率
 が下がっているこの状況を改めて、そして税収も
 確保していくために、株式の高額な譲渡益につい
 ては税率を三〇％に引き上げる、配当については
 総合課税も含めて検討していく、こういうことが
 必要なんじゃないでしょうか。

○麻生国務大臣 全然見解を私とは異にしており

○宮下委員長 次に、丸山穂高君。
○丸山委員 おおさか維新の会の丸山穂高でございます。

もう三時間の最後の二十分でございます、大臣も、また委員の皆さんも、お疲れのところはあ
ると思いますけれども、あと二十分、おつき合ひ
いただきたいと思います。

私からは、幾つか一般質疑ということでお伺い
していきたいんですが、まず、いわゆるバナマ文
書の件についてお伺いしてきたいと思います。
タックスヘイブンの税逃れという形、非合法と
いうわけではないものも多いということござい
ますが、しかし、この点、非常にニュースになっ
ておりまして、そして、各国の税務当局も非常
に関心が高いというような報道がされております。
一方で、我が国を見てもますと、一応、海外に

五千万円を超える財産、結構な財産だと思います。五千万円を超える財産を海外に持っているらしい方は国外財産調書というのを財務省の方に出すルールになっておりまして、それが大体約八千人ぐらい今出されているということです。

一方で、今回のいわゆるパナマ文書の中に日本人らしきお名前が多々あるという報道もございます。五月に国際調査報道ジャーナリスト連合の方が正式に公表するという話も出ておりますが、これについて、この日本人らしき方々への調査という部分で政府として今どういうふうにお考えになつていいのか。まずそれをお伺いできますでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

いわゆるパナマ文書に日本人が含まれているとの報道があることは承知しております。同文書の詳しい内容は承知しておりませんが、いづれにせよ、個別の納税者に関する事項については、お答えすることを差し控えていただきました。

その上で一般論として申し上げれば、国税当局
といたしましては、あらゆる機会を通じて課税上
有効な情報の収集を図るとともに、課税上問題の
ある取引が認められれば税務調査を行うなど、適
正、公平な課税の実現に努めてまいりたいと考え
ております。

○丸山委員　個別の事例はお答えできないということですが、関心を持っていらつしやる、そして、出たからにはチェックはされるという認識でよろしいんですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。
こうした報道があることをもちろん関心を持って見ておりますし、ただいま申し上げたとおり、課税上問題があるようなことが認められれば、そこは税務調査を行うということになろうかと思ひます。

○丸山委員 関心の高い事項ですし、何より、もし不正があればこれはしっかりと見ていかなければならないと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

そういった意味で、この間のG20でも、こういったタックスヘイブンを含めてこういう税逃れの話、各国で連携していかなきゃいけないという形が出ているというふうに聞いていますが、改めて、この連携をどのようにされていくのかということをお伺いできますでしょうか。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

どこの国も当然でございしますけれども、基本論としては、大企業や富裕層におります課税逃れということは大問題であるということは共通の認識でございまして、ただ、各国、制度がばらばらであるとなかなかそれに対して対抗ができないというところで、実は、国際的な租税回避とか脱税の防止ということについては、これまでも国際的な連携ということでは、御案内のとおり、BEPSプロジェクトによる対応とか、あるいは、非居住者に係ります金融口座情報の自動的な交換とかいう恐らく二つのトラックで、国際的な協調枠組みで進

んできたということですが、先般のG20の場におきまして、このパナマ文書とかかわりにおきまして、課税逃れとか不正資金の流れについての対抗策につきまして議論がございました、今申し上げました、その中でBEP5プロジェクトの推進であるとか、あるいは自動的情報交換の推進ということが極めて重要であるということが認識されたということで、国際協調して進めていこうということになったと承知してございます。

○丸山委員 ほかの国では、政変につながったり、重要人物、特に政治家の方々が辞任されるみたいなことにつながっているようなものもございます。特に日本の場合、さつき、共産党の委員から累進課税も含めたお話がありましたけれども、お金を持つていらつしやる方に対する課税の適正さ、適正に課税されているかどうかというところに対しては、国民の皆さんも非常に関心の高い国柄じゃないかなというふうに思いますし、国税庁さんも、今はうなずいてくださっているように、そう思われていると思いますので、そういった意味で国民の皆さんに不平等感、不満が高まらないような適正な処置をしていただきますように、重ねてお願い申し上げます。

そういった意味で、少し違う話題に、これも税のお話なんです、お伺いしたいと思います。今、三菱自動車の軽自動車の燃費の不正操作の話で、経済面にしても報道にしても、かなりにぎわっているところがございます。

非常に問題で、今は自分のところで第三者の調査委員会を立てられて調査をされるということですので、この調査結果を待たないと、どういう状況かというのは大まかにしかまだ見えていないというのは今現状だということに思いますけれども、まず財務省として、現状で、現時点で、この件について、自動車重量税においてエコカー減税というのがあると思います。平成三十二年度の燃費の基準において例えば一〇%の軽減達成した場合には、軽自動車税、二五%軽減しますよとか、二

〇%達成だったら五〇%軽減しますよ、非常に今はエコカーを促進するために日本の税制も、軽自動車を含めてエコカーに対する減税の措置をかなりしていると思います。

これは政策的に意図もわかりやすく、やるべきだというのは私の立場とも一致していますし、我が党とも一致しているんですが、しかし、今回のような不正の案件が出てしまう温床にもなりかねないかなというところは、今回ニュースが出て多くの方がお感じのところですし、そうなった場合に、もし不正が発覚した場合にどういう対応をするのかというのは非常に関心のあるところだと思います。

まず最初に、今回の件についてエコカー減税の不正適用はあるのかないのか、財務省、現時点でどのようにお考えになられていますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

今回不正が行われた車種や台数、正しい燃費値などにつきましては、国土交通省におきまして、三菱自動車からの報告を受けて調査を行っていくものと承知しております。まずは不正の全容を明らかにすることが重要であると考えております。

それらをよく精査した上で、エコカー減税の適用との関係で問題があるのかどうかしっかりと確認し、国土交通省を含む関係省庁と連携しながら、法令にのっとって適正に対応してまいりたいと考えております。

○丸山委員 現時点ではそういうお話だということです。

では一般論でお伺いしたいんですけれども、一般的に、企業側によって燃費についての税逃れのような形、例えば今回のケースのようなことを一般的に言う、税逃れのようなものが発生して、財務省としては、追徴課税が生じるような事例があったとして、それに対して、その税金、追徴部分に關して負担するのは、果たして自動車を所有されている国民の方なのか、それとも税逃れを主体的に行った企業側なのか。財務省、これは一般

的に言うかどうかという状態になるんでしょうか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

一般論として申し上げれば、自動車重量税について納税不足額が生じた場合に、その不足額に係る納税義務者、これは自動車検査証の交付を受けた者になります。

他方で、国税通則法の規定の中に、第三者が納税義務者にかわって税額を納付する第三者納付の制度が規定されておりまして、仮に第三者が自動車重量税を第三者納付した場合には、納税義務者の納税義務は消滅するという、法律上のたてつけとしてはそうなっているということでございます。

○丸山委員 つまり今の話だと、国民の皆さんの御関心は、もし仮にこの三菱自動車の件で、企業側の不正で、要は、これだけ減税になりますよと言われて買ったのに、だまされて、そして今の御回答だと、国民の方が、買われた方がその追徴課税分を払わなきゃいけない事態もあり得るということになってしまふと思うんですけれども、買われた方はどういふことやねんというふうに率直にお感じにならうと思うんですが、例えば、今は三菱自動車さんが第三者機関が調査されて、もしかし

たら、企業側がそれを何とかするということふうに言ってくる可能性もあります。それはしっかりと私は企業側には求めるべきだというふうに議員としては思うんですが、しかし、現行法上は、今のお話だと、もう少し詳しく聞きたいんですけれども、国民の皆さんが必ず払わなきゃいけないのか、それとも、これは払わなきゃいけないケースについて最後少しおっしゃったんですが、もう少し詳しくお伺いできますか。

○星野政府参考人 繰り返しの答弁になる部分もございまして、一般論として申し上げますと、自動車重量税について納税不足額が生じた場合には、その不足額を納める納税義務者は、一義的には自動車検査証の交付を受けた者になります。ただ、先生今言われたとおり、今回のケース、

三菱自動車が負担すべきといったような御意見、御趣旨もあろうかと思えますし、また、三菱自動車自身が、そうした負担の点についてどのような意向を示し、どのような対応をしていくかということによっても、考慮すべき事柄が異なってくるかなというふうに考えております。

いずれにしても本件につきましては、まずは、繰り返しになりますが、不正の全容を明らかにして、どのような課税関係となるか精査することが重要であると考えておりまして、その上で、納税不足額が生じる場合には、こうした三菱自動車の対応も踏まえつつ、どのように御負担していただくことになるかなどにつきまして、国土交通省を含む関係省庁と連携しながら検討していくことになるうかと思えます。

○丸山委員 役所として今御答弁いただきました、非常に大事な点だと思っております、この検査証の交付を受けるのは、つまり持つていらつしやる所有者の方ですから、通常は、一般的に言えば、国民の皆さんが払わなきゃいけない可能性が高い。企業側は払いませんと言ってしまう状況にある。

ただ、買った方としては、簡単に検査できるようなものであれば、それはその買った人がチェックできると思います。しかし、燃費がどうこうというのば、やはり企業側が言ったことを信じるしかない。それを検査できる国民の方はほとんど限られている中で、しかも、政策的に減税しなせえと言つて今回の件はそれを後押ししているわけですよ。それで、では軽自動車を買おうかなと思われた方も多いはずで、これに対して後で、いや、通常課税で済みませんと言われても、それはそれは問屋が卸さんでという話になると思うんです。

そういった意味で、特に買われた方はこれは非常に御関心が高いところだと思ふんですけれども、大臣、ずつとこの話、役所の方に答えていただこうとは思つたんですけれども、この点、政治家としてどういふふうにお考えなのか、大臣自身

にお伺いしたいと思います。

○麻生国務大臣 今、あらかじめ質問書が出ていませんでしたので、副大臣と二人で、ふうんと言つて二人で関心を持って聞いてはいましたけれども、うかつにコメントするのは差し控えていただきます。

○丸山委員 ぜひ伺いたいところですけれども、これは多分、最後は政治的な部分も強いと思うんです。そういった意味で国民の皆さんが関心のあるところで、そして多分救済できる。企業側がちゃんとやるというのが大前提だと私は思います。そして、それがもしならないときには、政府側が国民の皆さんにきちんと納得のいくような形で、制度上フォローできる範囲でしっかりとやっていく、そういったことが当たり前のことだといふうに思いますけれども、大臣、それもお答えいただけますか。

○麻生国務大臣 もう少し若いころはぱつと答えただけなんですけれども、だんだん、後期高齢者になると慎重な答弁を要求されるようになってきて、今の答えに対しても、うん、理屈としてはなかなかだなと思ひながら、感心して聞いてはいましたけれども、それに対するコメントは差し控えていただきます。

○丸山委員 大臣、珍しいですね。いつもはぱつぱつとイエス、ノーでお答えいただける大臣が、この件は非常に、気持ちは一緒だといふうには思いますが、うなずいてくださっているんですけれども、一方で、恐らく、制度上の話とか、役所から余りコメントするなとめられているのかもしれないけれども、お笑ひになつていますけれども。しかし、この点、まだ明らかになつておりません。明らかになつてきた段階でもまたお伺いする形になるかもしれませんが、しっかりと御対応いただけることは御答弁いただいていますので、御対応いただきますようお願い申し上げます。

次の話題に移りたいと思います。
今回の軽減税率、ずつと議論をさせていた

中で、事例集を、ぜひ具体的な例を挙げてくださうというお話をして、早速国税庁が挙げてくださつていふと思ひます。私も拝見して、非常に細かいところまで書いていらつしやるんですね。非常にすばらしいと思ひます。

そういった意味で、役所の方のお話を聞いても、でも、これに対して特段何かわかりにくいとか、どういふことかみたいな形の問い合わせ、苦情みたいな形は今のところはないといふうに聞いているんですけれども、しかし、これから、いろいろな事例、想定しないような事例が出てくると思ひます。

そういった意味で、随時追加していただくこともあり得るし、わかりにくいと言われたところに関してはわかりやすく書いていっていただけるものだといふうに考えるんですけれども、これはそういうことでよろしいですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。
今先生からお褒めをいただきました消費税の軽減税率に関する事例集、QアンドAでございますけれども、軽減税率制度について広く国民の皆様の理解を深めていただけるよう、具体的な事例をなるべく挙げまして解説したものであります。四月十二日に国税庁ホームページに公表したところでございます。

当該事例集につきましては、公表後、事業者団体等から事例集の内容について、類似する他の事例についても同様の考え方ではないかといった確認の照会もいただいているところでございまして、今後、多くの事業者の方にさらに参考となる事項があれば、随時、設問の追加や内容の改定を行うこととしております。

いずれにせよ国税庁といたしましては、事業者の皆様が軽減税率制度の導入に向けてしっかりと準備ができるように、今後、事業者向けの説明会等において、こうした資料も活用しつつ、周知、広報等によりしっかりと取り組んでまいりたいと思ひます。

○丸山委員 しっかりとやっていただきたいと思ひ

ます。
非常にわかりやすかつたんですねけれども、一個だけ、私、見ていて、余り細かいところを詰めたわけじゃないんですが、しかし、国民の皆さんの生活に直結する部分なので、細かいところになつてしまふんですが、伺いたいんです。

何かといいますと、老人ホームでの食事や小中学校での給食、今回、この軽減税率の適用の範囲、要は安いままだ、八%のままとする。それは今回の軽減税率の質疑でもずっと伺つていて、理由は明確で、これは選べないからなんです。入居されている方もしくは給食を食べている子供さんたちはメニューを選べないし、店も選べない、場所も選べない。そういった意味で、今回外食を除いていますが、それに当てはまるのは問題だろうといふことで、非常にわかりやすいと思ひます、理由としては。

しかし、今回のこの事例集を見ますと、その老人ホームの食事や小中学校の給食について、例えば選択できないという部分で切る。例えば、メニューがいくつかあつて、その中で選べないものに関してはこの事例に当てはまりますよとか、もしくは、あるメニューの中から選べる、もしくは、何店舗かある中から選べる状態だったらこれは適用しませんとか、選べる、選べない、そういう基準だとわかりやすいんですけれども、今回の事例だと、一食当たり六百四十円以下、一日の食事代が千九百二十円以下だというのが対象といふことで、値段で切つていらつしやるんです。

これはきのうずつと財務省の方と電話で一時間以上お話しして、大変申しわけなかつたなといふうに思つていらっしゃるんです。しかし、大事な点だと、私思つていまして、例えば値段で切つてしまふと、選べるかどうかといふことに對しての形づけに、枠になつていないといふうに思ひます。つまり、六百四十円以下で一食当たりといふ話になると、千円のメニューといふものがあるときと六百四十円のメニューがあるときで、千円だとゼ

逆に、例えば六百四十円のメニューがぶつといっぱいあるようなものでも選べる、選択制があるのに、しかし、その中で選べないから今回の枠に入つていないみたいな話になつてくる。済みません、説明していても非常にわかりにくいんですけれども、値段で切る意味はないんじゃないですかといふうにすぐ思ひます。

しかし、財務省さんとしては、値段を切つて入れる。この点について一応明らかにしておきたいので、国会答弁として求めます。お願いいたします。

○佐藤政府参考人 お答え申し上げます。

まず制度の前提でございますけれども、先生御指摘ございましたように、有料老人ホームにおきます食事につきましては、本来はケータリングのような形で、外食の一部として一〇%に該当するわけですが、生活の営み場において他の形態で食事をとることが困難、要するに個人の選択がままならないといふことに特に配慮をして、これは八%の適用としたところでございます。

ただ、全てそれでは八%でいいかといふことが論点かと思つております。すなわち、ケータリング等は原則として一〇%適用になるといふ中で、老人ホームにおきます食事といひましても高額なものも存在するわけですので、これを含めて全てに八%といふことが、特別の配慮といふこととして適当であろうかどうかといふことが考えられるところでございます。

それから、消費税法を見ますと、実は入院時の食事といふものにつきましては、保険に係る部分でございますが、非課税とされておるといふうなことの課税のバランスといふことを考えまして、この入院時の食事費の水準を準用といふか、援用する形で決めさせていただいていふこととでございます。

あくまで自己選択といふことの難しさを前提としながらも、そうしたバランスも考えた上で一つ線を引かせていただいたといふことでござい

○丸山委員 もう時間も来ていますし、ちよつと

内容が細か過ぎてこのお話では終わらないのもう終わりますけれども、しかし、健康保険法に關しても、選択できるかどうかという点でこの六百四十円と決まっているわけじゃないので、そういった意味では、それを援用していくというのは少し変だと思ひますし、値段を切ることで選択できなくなるというの私も何か変だと思ひます。そういった意味で、細かいので、またこれは財務省の皆さんと議論しながら、よりよい制度になることを目指して私も頑張っていきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○宮下委員長 次に、内閣提出、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。金融担当大臣麻生太郎君。

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○麻生國務大臣 ただいま議題となりました情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図ることが喫緊の課題となっております。このような状況を踏まえ、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明をさせていただきます。

第一に、金融グループにおける経営管理を実効的なものとするため、銀行持ち株会社等が果たすべき機能を明確化することとしております。

第二に、金融グループの効率的な業務運営と金

融仲介機能の強化を図るため、グループ内の共通、重複業務の集約等を容易化することとしております。

第三に、金融機関と金融関連IT企業等との一層の連携の強化を可能とするため、銀行及び銀行持ち株会社による金融関連IT企業等への出資の容易化などを図ることとしてしております。

第四に、仮想通貨について、G7サミット等の国際的な要請も踏まえ、マネーロンダリング・テロ資金対策及び利用者保護のための法制度を整備することとしてしております。

そのほか、関連する規定の整備などを行うこととしてしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○宮下委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十七日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時四十八分散會

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案
情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律

(銀行法の一部改正)
第一条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の三」を「第十六条の四」に改める。

第二条第十二項を次のように改める。

12 この法律において「持株会社」とは、子会社(国内の会社に限る。)の株式等の取得価額(最終の貸借対照表において別に付した価額があるときは、その価額)の合計額の総資産の額

(内閣府令で定める方法による資産の合計金額をいう。)から内閣府令で定める資産の額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。)を除いた額に対する割合が百分の五十を超える会社をいう。

第八条に次の一項を加える。

4 前項の規定は、銀行が当該銀行の子会社である外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者その他の内閣府令で定める者との間で同項の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、適用しない。この場合において、当該銀行は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十二条の二に次の一項を加える。

3 前項の規定(銀行がその業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行を確保するための措置に関する部分に限る。)は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 銀行持株会社グループ(銀行持株会社並びにその子会社である銀行、第五十二条の二十三第一項各号に掲げる会社及び第五十二条の二十三の二第一項に規定する特例子会社対象会社の集団をいう。以下この項、第五十二条の二十一及び第五十二条の二十一の二第一項において同じ。)に属する二以上の会社(銀行を含む場合に限る。)が当該銀行持株会社グループに属する他の会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する場合(当該銀行持株会社グループに属する銀行持株会社他銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。次号において同じ。)が、内閣府令で定めるところにより、当該業務の的確な遂行を確保するための措置を講ずる場合に限る。

二 銀行持株会社グループに属する二以上の会社(銀行を含む場合に限る。)が当該銀行持株会社グループに属する銀行持株会社に当該二以上の会社に共通する業務を委託する

る場合
第十三条第一項ただし書中「第十六条の三第四項第四号」を「第十六条の四第四項第四号」に改める。

第十三条の二ただし書中「又は」を「若しくは」に改め、「とき」の下に「又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。)(の子会社(当該銀行以外の銀行に限る。))との間で当該取引若しくは行為を行う場合において、当該銀行の経営の健全性を損なうおそれがないことその他の内閣府令で定める要件を満たすものとして内閣総理大臣の承認を受けたとき」を加える。

第十六条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、銀行の無人の営業所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

第十六条の二第二項中「この条の下に」及び次条第一項を加え、同項第十一号中「主として」及び「第十項において同じ」を削り、「で定めるもの」の下に「(第十一項において「銀行等」という。)を加え、同項第十二号中「次条第七項」を「第十六条の四第七項」に改め、同項第十二号の二中「次条第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第十六条の二第七項中「第十三号又は第十四号」を「又は第十二号の三から第十四号まで」に、「第十項」を「第十一項」に改め、「主として」を削り、「次条第四項第一号」を「第十六条の四第四項第一号」に改め、「とき」の下に「(第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数

(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)を加え、同条第八項中「銀行の子会社の下に」(「第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。」を加え、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「主として銀行、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」を「銀行等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該銀行等又は当該銀行からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 銀行は、当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行の子会社及び第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の三第一項中「前条第一項第一号」を「第十六条の二第一項第一号」に、「第十二号の二及び第十三号」を「及び第十二号の二から第十三号まで」に、「除く。以下この条を「除く。次項から第六項まで」に改め、「当該」を削り、同条第四項第一号中「前条第七項」を「第十六条の二第七項」に改め、同条第七項及び第八項中「前条第一項第十二号」を「第十六条の二第二項第十二号」に改め、第二章の二中同条を第十六条の四とする。

第十六条の二の次に次の一条を加える。
(銀行による銀行グループの経営管理)
第十六条の三 銀行(子会社対象会社を子会社として認めるものであつて、他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。)は、当該銀行の属する銀行グループ(銀行及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。
一 銀行グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
二 銀行グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整
三 銀行グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備
四 前三号に掲げるもののほか、銀行グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第三十条第四項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の下に「(昭和二十二年法律第五十四号)」を加える。
第五十二条の二第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、銀行は、外国銀行グループ(外国銀行及びその子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める者の集団をいう。)ごとに、認可を受けて当該外国銀行グループに属する外国銀行を所属外国銀行とする外国銀行代理業務を営むことができる。
第五十二条の二の二第一号中「前条第一項」の下に「若しくは第二項を加え、同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二号中「第六条の三第一項」の下に「若しくは第二項を加え、同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第五十二条の二の三及び第五十二条の二の四

中「第五十二条の二第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「同条第二項」を「同条第三項」に改める。
第五十二条の二の五中「(第五十二条の二第一項の下に)若しくは第二項を加え、同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第五十二条の二の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(銀行持株会社の業務範囲等)」を付し、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「その」を「当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理(当該銀行持株会社並びに当該銀行持株会社の」に、「の経営管理を行うこと並びに」を「に係るものに限る。及び」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

銀行持株会社(他の銀行又は銀行持株会社の子会社でないものに限る。次条において同じ。)は、当該銀行持株会社の属する銀行持株会社グループの経営管理を行わなければならない。
第五十二条の二の二に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。
一 銀行持株会社グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
二 銀行持株会社グループに属する会社相互の利益が相反する場合における必要な調整
三 銀行持株会社グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備
四 前三号に掲げるもののほか、銀行持株会社グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第五十二条の二の二を第五十二条の二の三とし、第五十二条の二の二の次に次の一条を加える。

第五十二条の二の二 銀行持株会社は、前条第二項の規定にかかわらず、当該銀行持株会社の銀行持株会社グループに属する二以上の会社(銀行を含む場合に限る。)に共通する業務であつて、当該業務を当該銀行持株会社において行うことが当該銀行持株会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該会社に代わつて行うことができる。

2 銀行持株会社は、前項に規定する内閣府令で定める業務を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。
第五十二条の二十三第一項第十号中「主として及び」第九項において同じ)を削り、「もの」を「もの」第十項において「銀行持株会社等」という。の」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社
第五十二条の二十三第六項中「第十二号若しくは第十三号」を「若しくは第十一号の三から第十三号まで」に改め、「主として」を削り、「とき」の下に「(第一項第十一号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第九項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、同条第七項中「銀行持株会社の子会社」の下に「(第一項第十一号の三に掲げる会社にあつては、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)」を加え、同条第九項中「主として銀行持株会社、その子会社その他これらに類

する者として内閣府令で定めるものを「銀行持株会社等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該銀行持株会社等又は当該銀行からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 銀行持株会社は、当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該銀行持株会社の子会社及び第一項第十一号の三に掲げる会社を除く)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣府令で定める認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十二条の二十三の二第一項第一号イ中「主として」を削る。
第五十二条の二十四第一項中「第十一号の二及び第十二号を」及び第十一号の二から第十二号までに、「除く。以下この条を」を「除く。次項から第六項までに」に改め、「当該」を削る。
第五十二条の三十九第一項中「二週間を」三十日に改める。

第五十二条の四十六第一項中「次条を」次条第一項に改める。

第五十二条の四十七に次の一項を加える。
2 前項の規定にかかわらず、特定銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において臨時にその業務の一部を休止する場合その他の内閣府令で定める場合については、同項の規定による店頭の掲示は、することを要しない。

第五十二条の六十一第二項中「第五十二条の三十九」の下に「銀行が銀行代理業を営む場合

においては、第一項を除く。」を加える。

第六十三条第六号の二中「第五十二条の二第一項の下に」又は第二項を加える。

第六十五条第三号中「第五十二条の二十一第一項を」第五十二条の二十一第二項に改め、同条第四号中「第八条第一項の下に」若しくは第四項を加え、「第五十二条の二第二項を」第五十二条の二第三項に、「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改め、同条第五号及び第七号中「第十六条の三第一項を」第十六条の四第一項に改め、同条第八号中「第十六条の三第三項を」第十六条の四第三項に改め、同条第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 第五十二条の二十一の二第二項の規定による内閣府令で定める認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務を行つたとき。

第六十五条第二十号中「第五十二条の二第一項の下に」若しくは第二項を加える。

(農業協同組合法の一部改正)

第二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の六十四第一項中「ものにあつては主として」を「ものにあつては」に、「ものの」を「もの(第四項において「農業協同組合等」という)の」に改め、同条第四項中「主として農業協同組合その他これに類する者として主務省令で定めるものを」を「農業協同組合等」に、「又は」を「のために又は会社が主として」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該農業協同組合等又は当該農業協同組合からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

第十一条の六十六第一項第五号中「主として」及び「第九項において同じ」を削り、「ものの」を「もの(第九項において「農業協同組合連合会等」という)の」に改め、同条第四項中「主として」を削り、同条第九項中「主として農業協同組

合連合会、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものを」を「農業協同組合連合会等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該農業協同組合連合会等又は当該農業協同組合連合会からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

第三条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条の十四第一項中「ものにあつては主として」を「ものにあつては」に、「ものの」を「もの(第四項において「組合等」という)の」に改め、同条第四項中「主として組合その他これに類する者として主務省令で定めるものを」を「組合等」に、「又は」を「のために又は会社が主として」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該組合等又は当該組合からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

第八十七条の三第一項第五号中「主として」及び「第九項において同じ」を削り、「ものの」を「もの(第九項において「連合会等」という)の」に改め、同条第四項中「主として」を削り、同条第九項中「主として連合会、その子会社その他これらに類する者として主務省令で定めるものを」を「連合会等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該連合会等又は当該連合会からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

第四條 協同組合による金融事業に関する法律の一部(昭和二十四年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「をいう」の下に「第四条の二第一項第一号及び第八項を除き」を加える。

第四条第一項中「第四条の五まで」を「第四条

の四まで及び第四条の六」に改める。

第四条の二第一項第一号中「主として」を削り、「ものの」を「もの(第八項において「信用協同組合等」という)の」に改め、同条第八項中「主として信用協同組合その他これに類する者として内閣府令で定めるものを」を「信用協同組合等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該信用協同組合等からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

第四条の四第一項中「第三項の下に」及び第六項並びに次条第一項を加え、同項第六号中「主として」及び「第六項において同じ」を削り、「ものの」を「もの(第七項において「信用協同組合連合会等」という)の」に改め、同項第七号中「次条第二項を」第四条の六第二項に改め、同項第七号の二中「次条第一項を」第四条の六第一項に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用協同組合連合会が行う中小企業等協同組合法

第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業の高度化若しくは当該信用協同組合連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第四条の四第三項中「まで」の下に「第七号の三」を加え、「第六項を」第七項に改め、「主として」を削り、「とき」の下に「(第一項第七号

の三に掲げる会社にあつては、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数(第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。第六項において同じ)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第五項中「認可対象会社」を「認可対象会社が」に、「同じ」を「同じ」が「と、子会社となる」とあるのは「子会社(同条第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該

信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数(第四条の六第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)となる」とに改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「主として信用協同組合連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」を「信用協同組合連合会等」に改め、「は、」の下に「当該従属業務を営む会社の当該信用協同組合連合会等又は当該信用協同組合連合会からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 信用協同組合連合会は、当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該信用協同組合連合会の子会社及び第一項第七号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第四条の五第一項中「前条第一項第一号」を「第四条の四第一項第一号」に、「第七号の二及び第八号」を「及び第七号の二から第八号まで」に改め、「。以下この項において同じ」及び「当該を削り、同条第二項中「前条第一項第七号」を「第四条の四第一項第七号」に改め、同条第三項中「第四条の五第一項」を「第四条の六第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項第七号」を「第四条の四第一項第七号」に改め、同条第四条の六とする。

第四条の四の次に次の一条を加える。

(信用協同組合連合会による信用協同組合連合会グループの経営管理)

第四条の五 信用協同組合連合会(子会社対象会社を子会社としているものに限る。)は、当該信用協同組合連合会の属する信用協同組合連合会グループ(信用協同組合連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 信用協同組合連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 信用協同組合連合会グループに属する信用協同組合連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 信用協同組合連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、信用協同組合連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第六条第一項中「第十二条の二」の下に「(第三項を除く。)」を加える。

第六条の五第二項中「第五十二条の三十六第三項」との下に、「銀行が」とあるのは「信用協同組合等(同法第二条第一項に規定する信用協同組合等をいう。が)と、営む場合においては、第一項とあるのは「行う場合においては、第一項」とを加える。

第十二条第一項第二号中「第四条の五第一項」を「第四条の六第一項」に改め、同項第二号の三中「第四条の五第三項」を「第四条の六第三項」に、「第四条の五第一項」を「第四条の六第一項」に改め、同項第二号の四中「第四条の五第三項」を「第四条の六第三項」に改め、同項第十三号中

「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第五条 信用金庫法昭和二十六年法律第二百三十八号の一部を次のように改正する。

目次中「第五十四条の二十四」を「第五十四条の二十五」に改める。

第五十四条の二十一第一項第一号中「主として」を削り、「ものの」を「(第八項において「信用金庫等」という。の)に改め、同条第八項中「主として信用金庫その他これに類する者として内閣府令で定めるもの」を「信用金庫等」に改め、「は、」の下に「当該従属業務を営む会社の当該信用金庫等からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

第五十四条の二十三第一項中「この条」の下に「及び次条第一項」を加え、同項第十号中「主として」及び「第九項において同じ」を削り、「もの」を「(第十項において「信用金庫連合会等」という。の)に改め、同項第十一号中「次条第二項」を「第五十四条の二十五第二項」に改め、同項第十一号の二中「次条第一項」を「第五十四条の二十五第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十一の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該信用金庫連合会の第五十四条第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第五十四条の二十三第六項中「第十二号又は第十三号」を又は第十一号の三から第十三号まで「に、」第九項を「第十項」に改め、「主として」を削り、「とき」の下に「(第一項第十一号の三に掲げる会社にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数

(第五十四条の二十五第一項に規定する基準議

決権数をいう。第九項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第八項中「認可対象会社」を「認可対象会社が、」に、「同じ。」「と」を「同じ。が」と、「子会社となる」とあるのは「子会社同条第一項第十一号の三に掲げる会社にあつては、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数第五十四条の二十五第一項に規定する基準議決権数をいう。)を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。となる」とに改め、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「主として信用金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」を「信用金庫連合会等」に改め、「は、」の下に「当該従属業務を営む会社の当該信用金庫連合会等又は当該信用金庫連合会からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 信用金庫連合会は、当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該信用金庫連合会の子会社及び第一項第十一号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該信用金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十四条の二十四第一項中「前条第一項第一号」を「第五十四条の二十三第一項第一号」に、「第十一号の二及び第十二号」を「及び第十一号の二から第十二号まで」に改め、「。以下この項において同じ」及び「当該」を削り、同条

第二項中「前条第十一号」を「第五十四条の二十三第一項第十一号」に改め、同条第三項中「第五十四条の二十四第一項」を「第五十四条の二十五第一項」に改め、同条第四項中「前条第十一号」を「第五十四条の二十三第一項第十一号」に改め、第五章の四中同条を第五十四条の二十五とする。

第五十四条の二十三の次に次の一条を加える。

(信用金庫連合会による信用金庫連合会グループの経営管理)

第五十四条の二十四 信用金庫連合会(子会社対象会社を子会社としているものに限る)は、当該信用金庫連合会の属する信用金庫連合会グループ(信用金庫連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ)の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 信用金庫連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 信用金庫連合会グループに属する信用金庫連合会及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 信用金庫連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、信用金庫連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令で定めるもの

第八十九条第一項中「第十二条の二」の下に「(第三項を除く。)」を加え、同条第六項中「第五十二条の三十六第三項」との下に、「銀行が」とあるのは「金庫(同法第二条に規定する金庫をいう。が)」と、「営む場合においては、第一項」とあるのは「行う場合においては、第一項」と

を加える。

第九十一条第一項第十四号中「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改め、同項第十九号中「第五十四条の二十四第一項」を「第五十四条の二十五第一項」に改め、同項第十九号の三中「第五十四条の二十四第三項」を「第五十四条の二十五第三項」に改め、同項第十九号の四中「第五十四条の二十四第三項」を「第五十四条の二十五第三項」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第六条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項第五号の二中「第六条の三第二項」を「第六条の三」に改める。

第六条の三第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、長期信用銀行は、外国銀行グループ(外国銀行及びその子会社である外国銀行その他の内閣府令で定める者の集団をいう。ことに、認可を受けて当該外国銀行グループに属する外国銀行を所属外国銀行とする外国銀行代理業務を営むことができる。

第十三条の二第一項第十一号中「主として」及び「第十二項において同じ」を削り、「で定めるもの」の下に「(第十三項において「長期信用銀行等」という。)」を加え、同項第十二号及び第十三号の二中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十二の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該長期信用銀行の営む第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化若しくは当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込

まれる業務を営む会社

第十三条の二第四項第八号イ中「第十三項」を「第十四項」に改め、同条第九項中、第十三号又は第十四号を「又は第十二号の三から第十四号まで」に、「第十二項」を「第十三項」に改め、「主として」を削り、「とき」の下に「(第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数(第十七条において準用する銀行法第十六条の四第一項銀行等による議決権の取得等の制限)に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十二項において同じ)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、「銀行法」を「同法」に改め、「第三項まで」の下に「(合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可等)」を加え、同条第十項中「長期信用銀行の子会社」の下に「(第一項第十二号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ)」を加え、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「主として長期信用銀行、その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」を「長期信用銀行等」に改め、「は、」の下に「当該従属業務を営む会社の当該長期信用銀行等又は当該長期信用銀行からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12 長期信用銀行は、当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社当該長期信用銀行の子会社及び第一項第十二号の三に掲げる会社を除く。が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する

日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の四第一項第十号中「主として」及び「第九項において同じ」を削り、「ものの」を「もの(第十項において「長期信用銀行持株会社等」という。の)」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該長期信用銀行持株会社の子会社である長期信用銀行の営む第六条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化若しくは当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第十六条の四第六項中「第十二号若しくは第十三号」を「若しくは第十一号の三から第十三号まで」に改め、「主として」を削り、「とき」の下に「(同項第十一号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数(第十七条において準用する銀行法第五十二条の二十四第一項(銀行持株会社等)による議決権の取得等の制限)に規定する基準議決権数をいう。次項及び第九項において同じ)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、「銀行法」を「同法」に改め、「第三項まで」の下に「(銀行持株会社に係る合併、会社分割又は事業の譲渡若しくは譲受けの認可)」を加え、同条第七項中「長期信用銀行持株会社の子会社」の下に「(第一項第十一号の三に掲げる会社にあつては、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ)」を加え、同条第九項中「主として長期信用銀行持株会社、その子会社その他これらに類する者として内閣府

令で定めるものを「長期信用銀行持株会社等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該長期信用銀行持株会社等又は当該長期信用銀行からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の一項を加える。

9 長期信用銀行持株会社は、当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社（当該長期信用銀行持株会社の子会社及び第一項第十一号の三に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第十六条の四の二第一項第一号イ中「主として」を削る。

第十七条中「あつては長期信用銀行について」の下に「銀行グループに係るものにあつては長期信用銀行グループ（長期信用銀行（第十三条の二第一項に規定する子会社対象会社を子会社として認めるものであつて、他の長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社の子会社でないものに限る。）及びその子会社の集団をいう。）について」を加え、「第六条の三第一項の下に」若しくは第二項を加え、「同条第二項を」同条第三項に改め、「する持株会社について」の下に「銀行持株会社グループに係るものにあつては長期信用銀行持株会社グループ（長期信用銀行持株会社並びにその子会社である長期信用銀行、第十六条の四第一項各号に掲げる会社及び特例子会社対象会社の集団をいう。）について」を加える。

第二十五条第一号中「第六条の三第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第二十七条第一号中「第五十二条の二十一第一項」を「第五十二条の二十一第二項」に改め、同条第二号中「第六条の三第二項」を「第六条の三第三項」に改め、「第八条第一項」の下に「若しくは第四項」を加え、「第五十二条の四十七」を「第五十二条の四十七第一項」に改め、同条第三号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条第七号中「第六条の三第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第十号中「第十六条の三第一項」を「第十六条の四第一項」に改め、同条第十一号中「第十六条の三第三項」を「第十六条の四第三項」に改め、同条第十四号の二の次に次の一号を加える。

十四の三 銀行法第五十二条の二十一の二第二項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項に規定する内閣府令で定める業務を行つたとき。

（労働金庫法の一部改正）
第七条 労働金庫法昭和二十八年法律第二百二十七号の一部を次のように改正する。
目次中「第五十八條の六」を「第五十八條の七」に改める。

第五十八條の三第一項第一号中「主として」を削り、「ものの」を「もの（第八項において「労働金庫等」という。）」に改め、同条第八項中「主として労働金庫その他これに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を「労働金庫等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該労働金庫等からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加える。

第五十八條の五第一項中「第三項」の下に「及び第六項並びに次条第一項」を加え、同条第六号中「主として及び」第六項において同じ「を削り、「ものの」を「もの（第七項において「労働金庫連合会等」という。）」に改め、同条第七号中「次条第二項」を「第五十八條の七第二項」に

改め、同条第七号の二中「次条第二項」を「第五十八條の七第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該労働金庫連合会の第五十八條第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化若しくは当該労働金庫連合会の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第五十八條の五第三項中「まで」の下に「第七号の三」を加え、「及び第六項」を「及び第七項」に改め、「主として」を削り、「とき」の下に「（第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数（第五十八條の七第一項に規定する基準議決権数をいう。第六項において同じ。）を越える議決権を取得し、又は保有しようとするとき）」を加え、同条第五項中「認可対象会社」を「認可対象会社が」に、「同じ」を「同じが」と、「子会社となる」とあるのは「子会社（同条第一項第七号の三に掲げる会社にあつては、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数（第五十八條の七第一項に規定する基準議決権数をいう。）を越える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。）となる」とに改め、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「主として労働金庫連合会、その子会社その他これらに類する者として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの」を「労働金庫連合会等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の当該労働金庫連合会等又は当該労働金庫連合会からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 労働金庫連合会は、当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社

（当該労働金庫連合会の子会社及び第一項第七号の三に掲げる会社を除く。）が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該労働金庫連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第五十八條の六第一項中「前条第一項第一号」を「第五十八條の五第一項第一号」に、「第七号の二及び第八号」を「及び第七号の二から第八号まで」に改め、「以下この項において同じ」及び「当該」を削り、同条第二項中「前条第一項第七号」を「第五十八條の五第一項第七号」に改め、同条第三項中「第五十八條の六第一項」を「第五十八條の七第一項」に改め、同条第四項中「前条第一項第七号」を「第五十八條の五第一項第七号」に改め、第五章の二中同条を第五十八條の七とする。

第五十八條の五の次に次の一条を加える。
（労働金庫連合会による労働金庫連合会グループの経営管理）

第五十八條の六 労働金庫連合会（子会社対象会社を子会社として認めるものに限る。）は、当該労働金庫連合会の属する労働金庫連合会グループ（労働金庫連合会及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。）の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 労働金庫連合会グループの経営の基本方針その他これに準ずる方針として内閣府令・厚生労働省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保
二 労働金庫連合会グループに属する労働金庫連合会及び会社相互の利益が相反する場合

合における必要な調整

三 労働金庫連合会グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして内閣府令・厚生労働省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、労働金庫連合会グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第九十四条第一項中「第十二条の二の下に〔第三項を除く。〕を加え、同条第四項中第五十二條の三十六第三項」との下に、「銀行が」とあるのは「労働金庫(政令で定めるものを除く。又は労働金庫連合会が」と、「を営む場合においては、第一項」とあるのは「(政令で定める労働金庫を所屬労働金庫とするものを除く。を)行う場合においては、第一項」とを加える。

第一百一条第一項第十四号中第五十二條の四十七を「第五十二條の四十七第一項」に改め、同項第十八号中「第五十八條の六第一項」を「第五十八條の七第一項」に改め、同項第十八号の三中「第五十八條の六第三項」を「第五十八條の七第三項」に、「第五十八條の六第一項」を「第五十八條の七第一項」に改め、同項第十八号の四中「第五十八條の六第三項」を「第五十八條の七第三項」に改める。

(農林中央金庫法の一部改正)

第八條 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三條」を「第七十三條」に改める。

第三條第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。

7 前項の規定は、農林中央金庫が農林中央金庫の子会社である外国の法令に準拠して外国において銀行業(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。第五十四條第四項第十号及び第七十二條第一項第五号において同じ。)を営む者との

第一類第五号 財務金融委員会議録第十五号

平成二十八年四月二十六日

間で前項の契約を締結しようとするとき、又は当該契約を終了しようとするときは、適用しない。この場合において、農林中央金庫は、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、主務大臣に届け出なければならない。

第五十四條第四項第十号中「(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第二項に規定する銀行業をいう。第七十二條第一項第五号において同じ。)」を削り、「同法」を「銀行法」に改める。

第七十二條第一項第八号中「主として」及び「第十三項において同じ」を削り、「ものの」を「もの(第十四項において「農林中央金庫等」という。の)に改め、同項第九号及び第九号の二中「次条第一項」を「第七十三條第一項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の三 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した農林中央金庫の営む第五十四條第一項各号に掲げる業務の高度化若しくは農林中央金庫の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第七十二條第七項中「第十号又は第十一号」を「又は第九号の三から第十一号まで」に、「第十二項第一号及び第十三項」を「第十三項第一号及び第十四項」に改め、「主として」を削り、「と」の下に「(第一項第九号の三に掲げる会社にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える。次項及び第十項において同じ。)」を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき」を加え、同条第八項中「農林中央金庫の子会社」の下に「(第一項第九号の三に掲げる会社にあつては、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)」を加え、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「主として農林中央金庫、その子会社その他これらに類する者として

主務省令で定めるもの」を「農林中央金庫等」に改め、「は」の下に「当該従属業務を営む会社の農林中央金庫等又は農林中央金庫からの当該従属業務に係る収入の額の当該従属業務に係る総収入の額に占める割合等を勘案して」を加え、同項を同条第十四項とし、同条第十二項第一号中「主として」を削り、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「前項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項の次に次の一項を加える。

10 農林中央金庫は、農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(農林中央金庫の子会社及び第一項第九号の三に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて主務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が農林中央金庫又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第七十二條の次に次の一條を加える。

(農林中央金庫による農林中央金庫グループの経営管理)

第七十二條の二 農林中央金庫(子会社対象会社を子会社としている場合に限る。)は、農林中央金庫グループ(農林中央金庫及びその子会社の集団をいう。次項において同じ。)の経営管理を行わなければならない。

2 前項の「経営管理」とは、次に掲げるものをいう。

一 農林中央金庫グループの経営の基本方針

目次中「第九節 雑則(第四十八條―第五十條)」を「第九節 雑則(第四十八條―第五十條)の二(第四十七條の五)」に改める。

その他これに準ずる方針として主務省令で定めるものの策定及びその適正な実施の確保

二 農林中央金庫グループに属する農林中央金庫及び会社相互の利益が相反する場合における必要な調整

三 農林中央金庫グループの業務の執行が法令に適合することを確保するために必要なものとして主務省令で定める体制の整備

四 前三号に掲げるもののほか、農林中央金庫グループの業務の健全かつ適切な運営の確保に資するものとして主務省令で定めるもの

第七十三條第一項中「前条第一項第一号」を「第七十二條第一項第一号」に、「第九号の二及び第十号」を「及び第九号の二から第十号まで」に、「除く。以下この条を」を「除く。次項から第六項まで」に改め、「当該」を削り、同条第七項及び第九項中「前条第一項第九号」を「第七十二條第一項第九号」に改める。

第九十八條の二第一号中「第三條第七項」を「第三條第八項」に改める。

第一百條第一項第五号中「第四條第四項」を「第三條第七項又は第四條第四項」に改め、同項第二十二号中「第七十二條第十二項」を「第七十二條第十三項」に改める。

(信託業法の一部改正)

第九條 信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)の一部を次のように改正する。

第七十一條第一項中「二週間」を「三十日」に改める。

(電子記録債権法の一部改正)

第十條 電子記録債権法(平成十九年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第九節 電子債権記録機関の変更(第四十七條―第十節 雑則(第四十八條―第五十條))

第二条第四項中「又は電子記録債権」を、「電子記録債権」に改め、「を」する電子記録債権の下に「又は第四十七条の二第一項に規定する電子債権記録機関の変更をする電子記録債権」を加える。

第七条第二項中「若しくは分割記録」を、「分割記録若しくは記録機関変更記録」に改める。

第九条第一項中「債権記録」の下に「（記録機関変更記録がされているときは、第四十七条の二第二項に規定する変更後債権記録とし、当該変更後債権記録が複数あるときは、記録機関変更記録の年月日が直近のものとする。）」を加える。

第十条第二項中「期間のうちのいずれかが経過する」を「場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改める。

第十六条第一項第七号中「又は分割記録」を、「分割記録又は記録機関変更記録」に改め、同条第二項第十二号及び第十五号中「若しくは分割記録」を、「分割記録若しくは記録機関変更記録」に改める。

第四十五条第一項第一号ハ中「又は分割記録」を、「分割記録又は記録機関変更記録」に改める。

第二章中第九節を第十節とし、第八節の次に次の一節を加える。

第九節 電子債権記録機関の変更
（記録機関変更記録）

第四十七条の二 電子記録債権は、その電子記録を行う電子債権記録機関の変更（以下単に「電子債権記録機関の変更」という。）をすることができる。

2 電子債権記録機関の変更は、次条から第四十七条の五までの規定により、電子債権記録機関の変更をしようとする電子記録債権についての債権記録（以下「変更前債権記録」という。）を記録原簿に記録している電子債権記録機関（以下「変更前電子債権記録機関」という。）から変更前債権記録の記録事項を引き継

ぐ電子債権記録機関（以下「変更後電子債権記録機関」という。）がその記録原簿に新たに作成し、変更前債権記録の記録事項を記録する債権記録（以下「変更後債権記録」という。）に記録機関変更記録をすることによって行う。
（記録機関変更記録の請求等）

第四十七条の三 記録機関変更記録の請求は、変更前債権記録に電子記録債権の債権者として記録されている者その他の者について相続その他の一般承継があつたときは、その相続人その他の一般承継人であつて、当該電子記録債権の債務者全員の承諾を得たものができる。

2 記録機関変更記録の請求は、次に掲げる場合には、することができない。
一 変更前債権記録に質権設定記録がされている場合

二 変更後電子債権記録機関が第七条第二項の規定により保証記録、質権設定記録、分割記録若しくは記録機関変更記録をしないこととし、又はこれらの電子記録若しくは譲渡記録について回数制限その他の制限をしている場合において、その内容と変更前債権記録の内容が抵触するとき。
三 変更後電子債権記録機関が第十六条第五項の規定により同項に規定する事項について、その記録をしないこととし、又はその記録を制限している場合において、その内容と変更前債権記録の内容が抵触するとき。

3 記録機関変更記録の請求についての第六条の規定の適用については、同条中「電子債権記録機関」とあるのは、「第四十七条の二第二項に規定する変更前電子債権記録機関」とする。

4 変更前電子債権記録機関は、記録機関変更記録の請求があつたときは、遅滞なく、変更前債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 記録機関変更記録の請求があつた旨
二 変更後電子債権記録機関の名称及び住所
三 電子記録の年月日
5 変更前電子債権記録機関は、前項の規定による記録をしたときは、遅滞なく、変更後電子債権記録機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 変更前電子債権記録機関の名称及び住所
二 変更前債権記録の記録事項
三 前二号に掲げるもののほか、変更前債権記録の記録事項の引継ぎに必要な事項として政令で定めるもの
（変更前電子債権記録機関の記録の禁止）

第四十七条の四 第七条第一項の規定にかかわらず、変更前電子債権記録機関は、前条第四項の規定による記録をしたときは、変更前債権記録に電子記録（次条第四項の規定による記録を除く。）をしてはならない。

（記録機関変更記録の記録事項等）
第四十七条の五 変更後電子債権記録機関は、第四十七条の三第五項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、記録機関変更記録をしなければならない。

2 記録機関変更記録においては、変更後債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。この場合において、変更後電子債権記録機関は、変更後債権記録に第十六条第二項第十五号に掲げる事項を記録することができる。

一 電子債権記録機関の変更をした旨
二 変更後債権記録の記録番号
三 第四十七条の三第五項第一号及び第二号に掲げる事項（記録機関変更記録の記録可能回数にあつては、当該記録可能回数から一を控除した残りの記録可能回数）
四 電子記録の年月日

3 変更後電子債権記録機関は、記録機関変更記録をしたときは、遅滞なく、変更前電子債権記録機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 変更後電子債権記録機関の名称及び住所
二 前項の規定による記録をした旨
三 前項第二号に掲げる事項
4 変更前電子債権記録機関は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、変更前債権記録に次に掲げる事項を記録しなければならない。

一 前項第二号及び第三号に掲げる事項
二 電子記録の年月日
第八十六条中「期間のうちのいずれかが経過する」を「場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

一 一号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに定める日のいずれか早い日
イ 当該債権記録に記録された全ての電子記録債権に係る債務の全額について支払等記録がされた日又は変更記録により当該債権記録中の全ての記録事項について削除する旨の記録がされた日から五年を経過する日

ロ 当該債権記録に記録された支払期日（分割払の方法により債務を支払う場合にあつては、最終の支払期日）又は最後の電子記録がされた日のいずれか遅い日から十年を経過する日

二 当該債権記録が変更前債権記録である場合 第四十七条の五第四項各号に掲げる事項の記録がされた日から五年を経過する日

第九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第七条第一項、第四十七条の五第一項若しくは第四十九条第一項の規定に違反し、記録原簿に電子記録をすべき事項を記録せず、又はこれに虚偽の記録をした者
二 第四十七条の三第五項の規定に違反し

て、通知をすべき事項を通知せず、又は虚偽の通知をした者
(資金決済に関する法律の一部改正)
第十一条 資金決済に関する法律(平成二十一年

「第三章の二 仮想通貨」

- 第十九条の二に、「第四章 資金清算」を
- 第二節 総則(第六十三条の二―第六十三条の七)
第二節 業務(第六十三条の八―第六十三条の十二)
第三節 監督(第六十三条の十三―第六十三条の十九)
第四節 雑則(第六十三条の二十―第六十三条の二十)
第四章 資金清算

に改める。

(二)

第一条中「行う為替取引」の下に、「仮想通貨の交換等」を加える。

第二条中第十二項を第十九項とし、第九項から第十一項までを七項ずつ繰り下げ、第八項を第十三項とし、同項の次に次の二項を加える。

14 この法律において「紛争解決等業務」とは、苦情処理手続(資金移動業又は仮想通貨交換業に関する苦情を処理する手続をいう。)及び紛争解決手続(資金移動業又は仮想通貨交換業に関する紛争で当事者が和解をすることができないものについて訴訟手続によらずに解決を図る手続をいう。第百条第三項を除き、以下同じ。)に係る業務並びにこれに付随する業務をいう。

15 この法律において「紛争解決等業務の種別」とは、紛争解決等業務に係る資金移動業務(資金移動業者が営む為替取引に係る業務をいう。第五十一条の二第二項第一号において同じ。)及び仮想通貨交換業務(仮想通貨交換業者が行う第七項各号に掲げる行為に係る業務をいう。第六十三条の二第二項第一号に

法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「表示」を「情報の提供」に、「第二十一条」を「第二十一条の二」に、「第三十条」を「第二

「第三章の二 仮想通貨」

- 第二節 総則(第六十三条の二―第六十三条の七)
第二節 業務(第六十三条の八―第六十三条の十二)
第三節 監督(第六十三条の十三―第六十三条の十九)
第四節 雑則(第六十三条の二十―第六十三条の二十)
第四章 資金清算

において同じ。)の種別をいう。

第二条中第七項を第十二項とし、第六項を第十一項とし、第五項を第十項とし、第四項の次に次の五項を加える。

5 この法律において「仮想通貨」とは、次に掲げるものをいう。

一 物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として購入及び売却を行うことができる財産的価値(電子機器その他の物に電子的方法により記録されているものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産を除く。次号において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

二 不特定の者を相手方として前号に掲げるものと相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの

6 この法律において「通貨建資産」とは、本邦通貨若しくは外国通貨をもって表示され、又は本邦通貨若しくは外国通貨をもって債務の履行、払戻しその他これらに準ずるもの(以下この項において「債務の履行等」という。)が行われることとされている資産をいう。この場合において、通貨建資産をもって債務の履行等が行われることとされている資産は、通貨建資産とみなす。

7 この法律において「仮想通貨交換業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをい、「仮想通貨の交換等」とは、第一号及び第二号に掲げる行為をいう。

一 仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換
二 前号に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理
三 その行う前二号に掲げる行為に関して、利用者の金銭又は仮想通貨の管理をすること

8 この法律において「仮想通貨交換業者」とは、第六十三条の二の登録を受けた者をいう。

9 この法律において「外国仮想通貨交換業者」とは、この法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において第六十三条の二の登録と同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を受けて仮想通貨交換業を行う者をいう。

第十条第一項第九号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ホ中「これらの」を「その」に改める。

第二章第四節の節名中「表示」を「情報の提供」に改める。

第十三条の見出し中「表示又は」を削り、同条第一項中「当該前払式支払手段に係る証券等又は当該前払式支払手段と一体となっている書面その他の物を利用者に対し交付することがない場合を除く。」には、その発行する前払式支払手段(当該前払式支払手段と一体となっている書

面その他の物を含む。)に「を」に「を」表示しなければ「を」に関する情報を利用者に提供しなければに改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の場合において、」を削り、「同項第四号」を「前項第四号」に、「当該事項を表示しないことができる」を「同項の規定にかかわらず、当該事項について同項の規定による情報の提供をすることを要しない」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十條第二項中「前項各号」を「第一項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前払式支払手段発行者は、前項の規定により払戻しをしようとする場合には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を公告するとともに、当該事項に関する情報を当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者に提供しなければならない。

一 当該払戻しをする旨
二 当該払戻しに係る前払式支払手段の保有者は、六十日を下らない一定の期間内に債権の申出をすべきこと。

三 前号の期間内に債権の申出をしない前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続から除外されるべきこと。

四 その他内閣府令で定める事項

3 会社法(平成十七年法律第八十六号)第九百四十条第一項第三号に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、前払式支払手段発行者(会社に限る。)が電子公告(同法第二十三条第四号に規定する電子公告をいう。次項において同じ。)により前項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 会社法第九百四十条第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、前払式支払手段発行者

(外国会社に限る。)が電子公告により第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二章第四節中第二十一条の次に次の一条を加える。

(苦情処理に関する措置)

第二十一条の二 前払式支払手段発行者は、前払式支払手段の発行及び利用に関する利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条第二項中「者」を「者(その者から委託(一)以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下この条及び第三十二条において同じ。)」に改める。

第二章第六節中第三十条の前に次の一条を加える。

(基準日に係る特例)

第二十九条の二 前払式支払手段発行者が、内閣府令で定めるところにより、この項の規定の適用を受けようとする旨その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出した場合には、当該届出書を提出した日後における当該前払式支払手段発行者についての第三条第二項の規定の適用については、同項中「及び九月三十日」とあるのは、「六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日」として、この章の規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者が、内閣府令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨その他内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に提出した場合には、当該前払式支払手段発行者については、当該届出書を提出した日(当該提出した日の属する基準期間が特例基準日(毎年六月三十日及び十二月三十一日をいう。))の翌日か

ら次の通常基準日(毎年三月三十一日及び九月三十日をいう。以下この項において同じ。))までの期間である場合にあっては、当該通常基準日。以下この項において同じ。))後は、前項の規定は、適用しない。ただし、当該前払式支払手段発行者が、当該提出した日後新たに同項の届出書を提出したときは、この限りでない。

3 第一項の規定の適用を受けている前払式支払手段発行者は、同項の届出書を提出した日から起算して政令で定める期間を経過した日以後でなければ、前項本文の届出書を提出することができない。

4 第二項本文の届出書を提出した前払式支払手段発行者は、当該届出書を提出した日から起算して政令で定める期間を経過した日以後でなければ、第一項の届出書を提出することができない。

第三十八条第一項第四号中「これらに準ずる」を「外国の法令上これらに相当する」に改め、同項第八号中「資金移動業」の下に「の一部」を加える。

第四十条第一項第十号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ホ中「この法人」を「その法人」に改める。

第五十条中「を第三者に委託した」を「の一部を第三者に委託(一)以上の段階にわたる委託を含む。))をした」に改める。

第五十一条の二の見出し中「指定紛争解決機関」を「指定資金移動業務紛争解決機関」に改め、同条第一項第一号中「指定紛争解決機関」を「指定資金移動業務紛争解決機関(指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が資金移動業務であるものをいう。以下この条において同じ。))」に、「指定紛争解決機関との」を「指定資金移動業務紛争解決機関との」に改め、同項第二号及び同条第二項中「指定紛争解決機関」を「指定資金移動業務紛争解決機関」に改め、同条第三項第一号中(第九十九条第一項に

規定する紛争解決等業務をいう。次号において同じ。))を削り、「第一項第二号」を「同号」に改め、同項第二号中「指定紛争解決機関」を「指定資金移動業務紛争解決機関」に改める。

第五十四条第二項中「者」を「者(その者から委託(一)以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下この条及び第六十条において同じ。)」に改める。

第六十一条第一項第一号中「資金移動業」の下に「の全部又は一部」を加え、同条第二項中「資金移動業」の下に「の全部」を加え、同条第三項中「資金移動業」の下に「の全部又は一部」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「その行う」を「廃止しようとする資金移動業として行う」に改め、同条第六項中(平成十七年法律第八十六号)を削る。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 仮想通貨

第一節 総則

(仮想通貨交換業者の登録)

第六十三条の二 仮想通貨交換業は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行つてはならない。

(登録の申請)

第六十三条の三 前条の登録を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 商号及び住所

二 資本金の額

三 仮想通貨交換業に係る営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役(監査等委員会設置会社にあつては取締役とし、指名委員会等設置会社にあつては取締役及び執行役とし、外国仮想通貨交換業者にあつては外国の法令上これらに相当する者とする。第六十三条の五第一項第十号において同じ。))の氏名

五 会計参与設置会社にあつては、会計参与

の氏名又は名称

六 外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者の氏名

七 取り扱う仮想通貨の名称

八 仮想通貨交換業の内容及び方法

九 仮想通貨交換業の一部を第三者に委託する場合にあつては、当該委託に係る業務の内容並びにその委託先の氏名又は商号若しくは名称及び住所

十 他に事業を行つてゐるときは、その事業の種類

十一 その他内閣府令で定める事項

2 前項の登録申請書には、第六十三条の五第一項各号に該当しないことを誓約する書面、財務に関する書類、仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備に関する事項を記載した書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

(仮想通貨交換業者登録簿)

第六十三条の四 内閣総理大臣は、第六十三条の二の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定によりその登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を仮想通貨交換業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

3 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者登録簿を公表の縦覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第六十三条の五 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 株式会社又は外国仮想通貨交換業者(国

内に営業所を有する外国会社に限る。）でないもの

二 外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者（国内に住所を有するものに限る。）のない法人

三 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行するために必要と認められる内閣府令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない法人

四 仮想通貨交換業を適正かつ確実に遂行する体制の整備が行われていない法人

五 この章の規定を遵守するために必要な体制の整備が行われていない法人

六 他の仮想通貨交換業者が現に用いている商号若しくは名称と同一の商号若しくは名称又は他の仮想通貨交換業者と誤認されるおそれのある商号若しくは名称を用いようとする法人

七 第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消され、又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

八 この法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

九 他に行う事業が公益に反すると認められる法人

十 取締役若しくは監査役又は会計参与（外国仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者を含む。以下この章において「取締役等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者のある法人

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらに相当する者

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これに相当する者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 仮想通貨交換業者が第六十三条の十七第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消された場合又は法人がこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録（当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。）を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその法人の取締役等であつた者で、当該取消しの日から五年を経過しない者その他これに準ずるものとして政令で定める者

2 内閣総理大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第六十三条の六 仮想通貨交換業者は、第六十三条の三第一項各号に掲げる事項のいずれかに変更があつたときは、遅滞なく、その旨を

内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があつた事項を仮想通貨交換業者登録簿に登録しなければならない。

（名義貸しの禁止）

第六十三条の七 仮想通貨交換業者は、自己の名義をもつて、他人に仮想通貨交換業を行わせてはならない。

第二節 業務

（情報の安全管理）

第六十三条の八 仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に係る情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委託先に対する指導）

第六十三条の九 仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）をした場合には、内閣府令で定めるところにより、当該委託に係る業務の委託先に対する指導その他の当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（利用者の保護等に関する措置）

第六十三条の十 仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、その取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するための説明、手数料その他の仮想通貨交換業に係る契約の内容についての情報の提供その他の仮想通貨交換業の利用者の保護を図り、及び仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

（利用者財産の管理）

第六十三条の十一 仮想通貨交換業者は、その行う仮想通貨交換業に関して、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業の利用者の金銭又は仮想通貨を自己の金銭又は仮想通貨

貨と分別して管理しなければならない。

2 仮想通貨交換業者は、前項の規定による管理の状況について、内閣府令で定めるところにより、定期に、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十五号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。第六十三条の十四第三項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。

（指定仮想通貨交換業務紛争解決機関との契約締結義務等）

第六十三条の十二 仮想通貨交換業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。

一 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関（指定紛争解決機関であつてその紛争解決等業務の種別が仮想通貨交換業務であるものをいう。以下この条において同じ。）が存在する場合 一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関との間で仮想通貨交換業に係る手続実施基本契約（第九十九条第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。次項において同じ。）を締結する措置

二 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関が存在しない場合 仮想通貨交換業に関する苦情処理措置及び紛争解決措置

2 仮想通貨交換業者は、前項の規定により手続実施基本契約を締結する措置を講じた場合には、当該手続実施基本契約の相手方である指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の商号又は名称を公表しなければならない。

3 第一項の規定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間においては、適用しない。

一 第一項第一号に掲げる場合に該当していた場合において、同項第二号に掲げる場合に該当することとなつたとき 第一百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定による紛争解決等業務の廃止の認可又は第百条第一項

の規定による指定の取消しの時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

二 第一項第一号に掲げる場合に該当している場合において、同号の一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の紛争解決等業務の廃止が第百一条第一項において読み替えて準用する銀行法第五十二条の八十三第一項の規定により認可されたとき、又は同号の一の指定仮想通貨交換業務紛争解決機関の第九十九条第一項の規定による指定が第百一条第一項の規定により取り消されたとき

(前号に掲げる場合を除く。)その認可又は取消しの時に、第一項第一号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

三 第一項第二号に掲げる場合に該当している場合において、同項第一号に掲げる場合に該当することとなつたとき

第九十九条第一項の規定による指定の時に、同号に定める措置を講ずるために必要な期間として内閣総理大臣が定める期間

四 第一項第二号の「苦情処理措置」とは、利用者からの苦情の処理の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言若しくは指導を消費生活に関する消費者と事業者との間に生じた苦情に係る相談その他の消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者として内閣府令で定める者に行わせること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

五 第一項第二号の「紛争解決措置」とは、利用者ととの紛争の解決を認証紛争解決手続裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第二十三条第三号に規定する認証紛争解決手続をいう。により図ること又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める措置をいう。

第三節 監督

(帳簿書類)

第六十三条の十三 仮想通貨交換業者は、内閣府令で定めるところにより、その仮想通貨交換業に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

(報告書)

第六十三条の十四 仮想通貨交換業者は、事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

二 仮想通貨交換業者(第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。)は、前項の報告書のほか、内閣府令で定める期間ごとに、内閣府令で定めるところにより、仮想通貨交換業に関する利用者(金銭の額及び仮想通貨の数量その他これらの管理に関する報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。)

三 第一項の報告書には、財務に関する書類、当該書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

四 第二項の報告書には、仮想通貨交換業に関する利用者(金銭の額及び仮想通貨の数量を証する書類その他の内閣府令で定める書類を添付しなければならない。)

(立入検査等)

第六十三条の十五 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のために必要であると認めるときは、仮想通貨交換業者に対し当該仮想通貨交換業者の業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該仮想通貨交換業者の営業所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のため必要であると認めるときは、その必要の限度において、仮想通貨交換業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第六十三条の十七 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十三条の二の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて仮想通貨交換業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六十三条の五第一項各号に該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第六十三条の二の登録を受けたとき。

三 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

二 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業者の営業所の所在地を確知できないとき、又は仮想通貨

ときは、その必要の限度において、当該仮想通貨交換業者から業務の委託を受けた者(その者から委託(一)以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者を含む。以下この条において同じ。)に対し当該仮想通貨交換業者の業務若しくは財産の状況に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に当該仮想通貨交換業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該仮想通貨交換業者の業務若しくは財産の状況に関して質問させ、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

三 前項の仮想通貨交換業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告若しくは資料の提出又は質問若しくは検査を拒むことができる。

(業務改善命令)

第六十三条の十六 内閣総理大臣は、仮想通貨交換業の適正かつ確実な遂行のために必要であると認めるときは、その必要の限度において、仮想通貨交換業者に対し、業務の運営又は財産の状況の改善に必要な措置その他監督上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の抹消)

第六十三条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消したとき、又は第六十三条の二十第二項の規定により第六十三条の二の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

第六十三条の十九 内閣総理大臣は、第六十三条の十七第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 雑則

(廃止の届出等)

第六十三条の二十 仮想通貨交換業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 仮想通貨交換業の全部又は一部を廃止したとき。

二 仮想通貨交換業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

三 仮想通貨交換業者が仮想通貨交換業の全部を廃止したときは、当該仮想通貨交換業者の第六十三条の二の登録は、その効力を失う。

三 仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の全部若しくは一部の廃止をし、仮想通貨交換業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併(当該

貨交換業者を代表する取締役若しくは執行役(外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者にあつては、国内における代表者の所在を確知できないときは、内閣府令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該仮想通貨交換業者から申出がないときは、当該仮想通貨交換業者の第六十三条の二の登録を取り消すことができる。)

三 前項の規定による処分については、行政手続法第三章の規定は、適用しない。

(登録の抹消)

第六十三条の十八 内閣総理大臣は、前条第一項若しくは第二項の規定により第六十三条の二の登録を取り消したとき、又は第六十三条の二十第二項の規定により第六十三条の二の登録がその効力を失つたときは、当該登録を抹消しなければならない。

(監督処分の公告)

第六十三条の十九 内閣総理大臣は、第六十三条の十七第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第四節 雑則

(廃止の届出等)

第六十三条の二十 仮想通貨交換業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 仮想通貨交換業の全部又は一部を廃止したとき。

二 仮想通貨交換業者について破産手続開始の申立て等が行われたとき。

三 仮想通貨交換業者が仮想通貨交換業の全部を廃止したときは、当該仮想通貨交換業者の第六十三条の二の登録は、その効力を失う。

三 仮想通貨交換業者は、仮想通貨交換業の全部若しくは一部の廃止をし、仮想通貨交換業の全部若しくは一部の譲渡をし、合併(当該

7 会社法第九百四十条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十一条、第九百四十六条、第九百四十七条、第九百五十一条第二項、第九百五十三条並びに第九百五十五条の規定は、外国仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者が電子公告により第三項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(登録の取消し等に伴う債務の履行の完了等)

第九十一条第一項中「又は資金移動業」を、「資金移動業又は仮想通貨交換業」に改め、同条第五項中「資金移動業」を「当該指定に係る紛争解決等業務の種別」に改める。

第九十二条第一項中「及び資金移動業者」を「資金移動業者又は仮想通貨交換業者」に改める。

第五十二条の六十三第一項	前条第一項	資金決済に関する法律第九十九条第一項
次に掲げる事項	指定を受けようとする紛争解決等業務の種別（同法第二条第十五項に規定する紛争解決等業務の種別をいう。第五十二条の七十三第三項第二号において同じ。）及び次に掲げる事項	

第百二条第一項中「第五十四条第一項若しくは第二項」の下に、「第六十三条の十五第一項若しくは第二項」を加える。

第百三条中「金融破綻処理制度」を「金融破綻

に仮想通貨交換業を行わせた者
第百八条中第三号を第五号とし、第二号を第
四号とし、第一号の次に次の二号を加える。
二 第六十三条の十一第一項の規定に違反し

た者

三 第六十三條の十七第一項の規定による仮想通貨交換業の全部又は一部の停止の命令に違反した者

第百九條第七号を削り、同条第六号中「第五十四條第一項若しくは第二項の下に」、第六十三條の十五第一項若しくは第二項を加え、同条を同条第七号とし、同条第五号中「第五十四條第一項若しくは第二項の下に」、第六十三條の十五第一項若しくは第二項を加え、同条を同条第六号とし、同条第四号中「第二項の下に」、第六十三條の十四第一項若しくは第二項を加え、同条を「第六十三條の十四第一項若しくは第二項」を、「第六十三條第三項」の下に「若しくは第六十三條の十四第三項若しくは第四項」を加え、同条を同条第五号とし、同条第三号中「第五十二條」の下に「第六十三條の十二」を加え、同条を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条の前の次の一号を加える。

一 第二十條第二項、第六十一條第三項若しくは第六十三條の二十第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

第百十二條第二号中「又は第三十八條第一項」を、「第三十八條第一項」に、「添付書類」を「添付書類又は第六十三條の三第一項の規定による登録申請書類若しくは同条第二項の規定による添付書類」に改める。

第百十三條中「第五十五條」の下に「第六十三條の十六」を加える。

第百十四條第一号中「若しくは第四十一條第一項」を、「第四十一條第一項若しくは第六十三條の六第一項」に改め、同条第二号中「若しくは第二項」及び「表示若しくは」を削り、同条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次の一号を加える。

三 第二十條第四項、第六十一條第七項若しくは第六十三條の二十第七項において準用する会社法第九百五十五條第一項の規定に

違反して、調査記録簿等(同項に規定する調査記録簿等をいう。以下この号において同じ。)に同項に規定する電子公告調査に關し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は同項の規定に違反して調査記録簿等を保存しなかつた者

第百十五條第一項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同項第二号中「第七号」を「第一号」に改め、同項第四号中「第八條第三号、第九條第七号」を「第八條第五号、第九條第一号」に改める。

第百十六條第一号中「第六十一條第七項」を「第二十條第四項、第六十一條第七項又は第六十三條の二十第七項」に改め、同条第一号中「第六十一條第七項」を「第二十條第四項、第六十一條第七項若しくは第六十三條の二十第七項」に改め、同条第三号中「第六十一條第七項」を「第二十條第四項、第六十一條第七項又は第六十三條の二十第七項」に改める。

第百十七條第一号中「若しくは第六十一條第一項」を、「第六十一條第一項若しくは第四項若しくは第六十三條の二十第一項」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(銀行法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にされている銀行法第八條第三項の規定による認可の申請のうち銀行と第一條の規定による改正後の同法(次条及び附則第四條において「新銀行法」という。第八條第四項に規定する者との間の契約に關するものは、同項の規定によりした届出とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に第一條の規定による改正前の銀行法第五十二條の二第一項の認可を受けて同項に規定する外国銀行代理業務を営んでいる銀行は、内閣府令で定めるところに

より、この法律の施行の日(以下「施行日」という。以下から起算して三月を経過する日までに新銀行法第五十二條の二第一項に規定する所屬外国銀行が屬する同条第二項に規定する外国銀行グループについて内閣府令で定めるところに同項の認可を受けた銀行とみなす。

(長期信用銀行法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際現にされている第六條の規定による改正前の長期信用銀行法(次条において「旧長期信用銀行法」という。第十七條において準用する銀行法第八條第三項の規定による認可の申請のうち長期信用銀行と第六條の規定による改正後の長期信用銀行法(次条において「新長期信用銀行法」という。第十七條において準用する新銀行法第八條第四項に規定する者との間の契約に關するものは、同項の規定によりした届出とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に旧長期信用銀行法第六條の三第一項の認可を受けて同項に規定する外国銀行代理業務を営んでいる長期信用銀行は、内閣府令で定めるところにより、施行日から起算して三月を経過する日までに新長期信用銀行法第六條の三第一項に規定する所屬外国銀行が屬する同条第二項に規定する外国銀行グループについて内閣府令で定めるときは、当該外国銀行グループについて同項の認可を受けた長期信用銀行とみなす。

(権限の委任)

第六条 内閣府令で定める、附則第三條及び前條の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置)
第七条 この法律の施行の際現にされている農林中央金庫法第三條第六項の規定による認可の申請のうち農林中央金庫と第八條の規定による改正後の農林中央金庫法第三條第七項に規定する

者との間の契約に關するものは、同項の規定によりした届出とみなす。

(資金決済に關する法律の一部改正に伴う経過措置)
第八条 この法律の施行の際現に仮想通貨交換業(第十一條の規定による改正後の資金決済に關する法律(以下この条において「新資金決済法」という。第二條第七項に規定する仮想通貨交換業をいう。以下この条において同じ。)を行つて

いる者は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新資金決済法第六十三條の五第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は次項の規定により読み替へて適用される新資金決済法第六十三條の十七第一項の規定により仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分のあつた日又は当該廃止を命じられた日までの間は、新資金決済法第六十三條の二の規定にかかわらず、当該仮想通貨交換業を行うことができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定により仮想通貨交換業を行うことができる場合においては、その者を仮想通貨交換業者(新資金決済法第二條第八項に規定する仮想通貨交換業者をいう。)とみなして、新資金決済法の規定を適用する。この場合において、新資金決済法第六十三條の十七第一項中第六十三條の二の登録を取り消しとあるのは、「仮想通貨交換業の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

3 前項の規定により読み替へて適用される新資金決済法第六十三條の十七第一項の規定により仮想通貨交換業の全部の廃止を命じられた場合における新資金決済法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により新資金決済法第六十三條の二の登録を取り消

第一類第五号 財務金融委員會議録第十五号

平成二十八年四月二十六日

の第四十六号まで」を「第二条第二項第四十四号から第四十七号まで」に、「別表第二条第二項第

第二十八条第一項中「第三十五号」を「第三十六号」に、「別表第二条第二項第一号から第三十

六号までに掲げる者の項を「別表第二第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項」に改める。

第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

第三十条 他人になりすまして第二第二項第三十一号に掲げる特定事業者(以下この項において「仮想通貨交換業者」という。)との間における仮想通貨交換契約(資金決済に関する法律第二十七条各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約をいう。以下この項において同じ。)に係る役務の提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、仮想通貨交換業者において仮想通貨交換契約に係る役務の提供を受ける者を他の者と区別して識別することができるように付される符号その他の当該役務の提供を受けるために必要な情報(以下この条において「仮想通貨交換用情報」という。)の提供を受けた者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、仮想通貨交換用情報の提供を受けた者も、同様とする。

2 相手方に前項前段の目的があることの情を知って、その者に仮想通貨交換用情報を提供した者も、同項と同様とする。通常の商取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、仮想通貨交換用情報を提供した者も、同様とする。

3 業として前二項の罪に当たる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、第一項と同様とする。

別表第二第二項第一号から第三十六号まで

平成二十八年五月十六日印刷

に掲げる者の項中「第三十六号」を「第三十七号」に改め、同表第二第二項第三十七号に掲げる者の項中「第二第二項第三十七号」を「第二第二項第三十八号」に改め、同表第二第二項第三十八号に掲げる者の項中「第二第二項第三十八号」を「第二第二項第三十九号」に改め、同表第二第二項第三十九号に掲げる者の項中「第二第二項第三十九号」を「第二第二項第四十号」に改め、同表第二第二項第四十号に掲げる者の項中「第二第二項第四十号」を「第二第二項第四十一号」に改め、同表第二第二項第四十一号に掲げる者の項中「第二第二項第四十一号」を「第二第二項第四十二号」に改め、同表第二第二項第四十二号に掲げる者の項中「第二第二項第四十三号」を「第二第二項第四十四号」に改め、同表第二第二項第四十四号に掲げる者の項中「第二第二項第四十四号」を「第二第二項第四十五号」に改め、同表第二第二項第四十五号に掲げる者の項中「第二第二項第四十五号」を「第二第二項第四十六号」に改め、同表第二第二項第四十六号に掲げる者の項中「第二第二項第四十六号」を「第二第二項第四十七号」に改める。

(株式会社日本政策投資銀行法の一部改正)
第十五条 株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項中「第十二条の二」の下に「(第三項を除く。)」を加える。
(国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正)
第十六条 国際連合安全保障理事会決議第十二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。
第九条第一号中「第二第二項第四十号」を

「第二第二項第四十一号」に改める。
(金融庁設置法の一部改正)
第十七条 金融庁設置法(平成十年法律第三百三十号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第二号中「フまで」を「コまで」に改め、同項第三号中フをコとし、ケをフとし、マの次に次のように加える。
ケ 仮想通貨交換業者を行う者
(罰則に関する経過措置)
第十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第十九条 附則第二条から第八条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。
(検討)
第二十条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由
情報通信技術の急速な進展等、最近における金融を取り巻く環境の変化に対応し、金融機能の強化を図るため、金融グループの経営管理機能の充実、金融グループ内の共通・重複業務の集約及び金融グループと金融関連IT企業等との提携の容易化、仮想通貨交換業に関する制度の整備等の所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年五月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C